

平成29年第 1 回定例会

(第 2 日)

平成29年 3 月 6 日

平成29年第1回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成29年3月6日（月）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	谷 川 功
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	三 上 裕 樹
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	石 田 善 久
経 済 部 長	白 戸 照 夫	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農 業 委 員 会 会 長	柴 田 博 明
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	長 瀆 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報道関係者及び議会広報撮影のため、議場内での撮影を6日、7日、8日の3日間許可しておりますので、御了承願います。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において一括質問方式と一問

一答方式の選択制をとっています。

どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とし、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

また、議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問を、理事者側においても同様の答弁をお願いいたします。

次に発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は挙手のうえ議席番号を告げ、特別職を除いた市職員は挙手のうえ職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

お手元に配付しています一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は12名であります。

本日は第1席から第4席までを予定しております。

第1席、10番、原田 淳議員の一般質問を許します。

原田 淳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

原田 淳議員の一般質問を許可します。

原田 淳議員、質問席へ移動願います。

(原田 淳議員、質問席へ移動)

おはようございます。

議席番号10番、新風の会の原田 淳です。

来年度の予算に、世界一の扇ねふたの更新事業が1,145万8,000円計上されました。平成6年4月から平成11年3月まで、旧平賀町のときに私は商工観光係長でした。そのときに、平成10年にですね、この世界一の扇ねふたをつくろうということで、設計も私がし、さらには、大きいだけではインパクトに欠けるということで、水墨画調にねふた絵師に頼んで書いていただいた経緯がございます。そして、製作については、町民も参加できるような形で、「みんなでつくろう世界一のねふた」と名を打ってですね、100円ショップから募金箱を100個買ってきまして飲食店等に置かせていただき、約67万円ほど集まりました。そのとき、本当に感謝しております。

そういうことから、来年度の予算にねふたの更新費が計上されたこと、大変うれしく思っております。まことにありがとうございました。

それでは、一般質問に入ります。

1. 当市の米政策について。国の米政策見直しによる当市への影響と対策についてでございます。

米の生産調整、つまり減反です。新聞では減反の廃止と載っていましたが。来年のことでまことに申しわけありません。また、当市だけの問題ではございませんので、答えられる範囲で答えていただければと思っております。

戦後の食糧不足の時代には米の生産が奨励され、耕地の造成も盛んに行われてきました。それでも昭和30年代後半まで米は不足しておりました。昭和42年に1,400万トンを上回る大豊作、翌43年にも大豊作となり、政府による全

○10番
(原田 淳議員)

量買い上げという食糧管理制度のもとで、米の在庫が一気に積み上がるとともに、管理経費が増大いたしました。政府が買い上げる米の量を一定の数量に抑える、つまり生産量を抑制する方法が採用されることとなり、減反政策としての米の生産調整は昭和44年から試験的に開始され、昭和46年から本格的に実施されました。米の生産調整は約50年間続きましたが、平成30年産、来年から主食用米の生産調整が見直しされることとなります。主食用の米生産について、これまで国が公表してきた都道府県への生産数量目標の割り当てがなくなることとなります。

現在は、国の配分に基づき農家が麦や大豆、飼料用米などへの転作を進める減反を行っていますが、今後、国は需給動向などの情報提供にとどめ、生産者や農業団体が中心となって自主的に生産計画を決めなければなりません。

国による米の生産調整が平成30年産から見直されることから、青森県内では、農業団体や県で構成する県農業再生協議会が独自の方法で県段階と市町村別の目標値を算定する方針を示しました。平成30年産以降は、各農協や米の集荷業者などが市場ニーズを分析して翌年の生産計画数量を決め、同協議会に報告し、同協議会は報告された数値を集計、県段階と市町村別の目標値を提示するとしています。そして各農協がその後、農家ごとに生産数量目標を通知するようになっているようです。

生産数量目標を算定する方針を示したことで、農家の声は「米の価格を維持するためには数量目標が必要だ。」と安堵の声が出ています。一方で、「目標値のあるなしにかかわらず売れる米をつくるだけ。」、また、廃止をすることを見据え、農家仲間とともに高品質な米生産に取り組み、独自の販売ルートを開拓してきた、「おいしい米のブランドをつくることに変わりはない。」と話す農家もあり、懸念するコメントでもあります。

農林水産省の米政策・水田農業政策に関するアンケート調査に対する農業者の意見として、農業者全体では、生産調整の「維持・強化」45.9%、「緩和」38.7%に二分され、「廃止」は1割強の13.1%であったと。規模別では、大規模農家ほど「維持・強化」を支持し、小規模農家ほど「緩和」を支持する傾向があると。また、地域別では、米の主要産地地域の北海道、東北、北陸、九州で「維持・強化」を求める傾向が強く、一方、首都圏を抱える関東、東海、近畿及び中国、四国では「緩和」を求める傾向が強いと。「緩和」と「廃止」で51.8%、この方々が、生産調整が見直しされることでどのような動きというか協力できるのかどうか、心配するところでもあります。

青森県では、新たな仕組みがうまく機能するためには、農協や集荷業者がこれまで以上に情報把握に努める必要があるとっております。また、つがる市においては、30年産から国による生産調整、減反が廃止されるため、生産過剰となることを懸念しています。つがる市の稲作作付面積は7,160ヘクタールで県内一であり、生産過剰により米価が下落すれば税収が減り、市財政への影響が大きいと。市では「どんな変化が起こるのかが心配だ。対策に向けて情報収集に努める。」とっております。

そこで伺います。なぜ国は米の生産調整、減反を見直し、廃止するのか。また、生産調整については主要産地と都市圏との温度差があり、全国の農家が米をつくりすぎて米価が大幅に下落するおそれはあるのではないかと心配しているところでもあります。そして、過剰生産されることにより農家の経営が厳しくなることも考えられると思いますが、市ではどのような指導をしようとしているか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

おはようございます。

(長尾忠行)

原田 淳議員の一般質問にお答えをいたします。

まずは冒頭、世界一の扇ねふたに関する議員の思いをお聞かせいただきました。議員が当時、町の商工観光係長のとき発案したこの世界一の扇ねふた、いまは平川市の観光の大きな目玉の一つとなっておりますし、その思いというのは、今後とも多くの有志の方々によって継続されていくことと思います。

当市の米政策についてであります。まず、国は米の生産調整をなぜ見直す必要があるのかとの御質問にお答えをいたします。

国の農業政策として、平成25年12月に農林水産業・地域の活力創造本部において農林水産業・地域の活力創造プランをとりまとめ、経営所得安定対策の見直し、農地中間管理機構の創設、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の4つの改革を柱として進めることが示されております。その中で、水田フル活用と米政策の見直しで国からの生産数量目標の配分を行わず、国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が行政による需給調整に頼らずとも需給に応じた主食用米の生産が行なえるよう見直しをしたとのことですので、御理解いただきたいと思っております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、行政からの生産数量目標がなくなることで、水稲が過剰に作付されることによる米価の再下落が懸念されており、これを受け、青森県再生協議会では、平成30年産以降、国による生産数量目標の配分はなくなりますが、需要に応じた米づくりを基本としながら、野菜等高収益作物、飼料用米等に取り組めるよう、独自に翌年産の生産数量目標等を設定し、各地域農業再生協議会へ情報提供をする方針であります。

これを受け、平川市農業再生協議会では、県協議会から情報提供された生産数量目標及び参考値をもとに各生産者の生産数量目標を設定し、各生産者へ情報提供していく予定であります。また、米農家の所得向上を図るため、青天の霹靂の作付を始めとした高品質で良食味な米づくりを進めるとともに、コストの削減が重要であることから、農地の利用集積による規模拡大や直播栽培などの省力・低コスト栽培技術の普及拡大について支援してまいります。また、水田から収益性の高い施設野菜畑への転換を促進するため、パイプハウスの助成を行ってまいります。以上であります。

○議長

10番、原田議員。

○10番

4つの改革、その中の水田フル活用と米政策の見直しによって生産調整を見直したということのようです。市長いま答弁したことについては、私、そ

(原田 淳議員)

の中、すべてこう、質問さ入っているような気がしてなりません。それはそれとしていいでしょう。その中でですね、市長の答弁において、「生産者や集荷業者、行政の需要に頼らず」と、確かいまそのように言ったように思いますが、すけども、「国による生産目標に頼らず」です、の間違いではないでしょうか。国では需給動向の情報は出すと。これを踏まえて取り組んでくださいということで、米政策の見直しの中でそういうふうにして入っていますけども、いま市長言ったのは「行政の需給に頼らず」ではなくて、「生産数量目標に頼らず」ではないでしょうか。経済部長、どうですか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のその、国のことに関してであります。これは生産者や集出荷業者が、いままでは国による生産調整の目標配分をしてきました。その国の目標配分に頼らず、みずからその生産調整をしていくということが、いくようにするというのが国の方針であります。

○議長

10番、原田議員。

○10番

(原田 淳議員)

市長それわかっています、わかっています、生産調整については。

ただ、いま需給に頼らずと言ったので、需給に対しては国でそれを、需給動向については情報流すと。それを各農家とか集荷業者が分析して作付をしていくというようなことではないでしょうかということです。それはいいです。次に移ります。時間がないので。

麦、大豆、飼料用米などを作付し、水田をフル活用して交付金を受けると。飼料用米への手厚い助成、その持続可能性が懸念されているようです。新聞にも載っていました。飼料用米の利用可能量、全国で、経済部長、なんぼだっけ。450万トンとされています。450万トンの飼料用米を生産したとして、10アール当たり、単収で530キロということで計算すれば助成単価が8万円で、8,491億円の予算が必要となるわけです。厳しい財政状況の中で、将来にわたってこの予算を確保できるのかどうか問題であるとされております。このことについて、どう考えていますか。また、飼料用米とその取引先、販売先などについては、農家の方々が確保しなければならぬと聞いていますが、その辺どうでしょうか。教えてください。経済部長、お願いします。

○議長

経済部長。

○経済部長

(白戸照夫)

まず、飼料用米の動向です。飼料用米につきましては、国のほうでもですね、戦略作物の生産拡大ということで水田活用の直接支払交付金による支援などの取り組みによって生産性を向上させて、本作化を推進するという考え方をとっております。あとは、地域に応じた栽培体系を確立するため多収性専用品種の開発と導入、新たな栽培技術の実証を推進するということです。

それから、あと生産流通の関係です。生産流通コストの削減と安定的な供給、利用体制の構築を図るため、担い手の農地集積、集約化を加速化しつつ既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設・機械の導入等を推進するというので、利用体制の整備、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進するということになっているようです。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。
部長、私聞いているのはですね、予算の確保できるかできないかって聞いて
やあの、ひとつ。それから、生産者が食用米を取引先、売り先とかですね、
それ農家の人が探さにやまいなど、確保しにやまいなどと、そう2つ聞いて
らだ。わかりますか。わがねばいいですよ。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。
今度の新しい需給調整と言いますか、新しい政策の中では、これは飼料用
米に対する予算の確保、あるいはまた、取引先は、これはですね、予算の確
保はこれ国のほうでやっていくことになろうと思っておりますが、飼料用米の取引
先は、これは作付した生産者がやるということになっておりますので、これ
は生産者の責任でやっていかなければならないというふうに思います。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。
わかりました。
過剰生産、平成19年に生産者・集荷業者が中心となり、生産調整目標に取り
組んだ最初の年であったと。米の過剰作付が生じ、米価の下落が起きた。
こうした経緯から生産者主体の生産調整は機能しないという指摘がございます。

先ほども言いましたが、米の生産調整、主要産地と都市圏との温度差があ
るので過剰生産の可能性があり、農家の収入が少なくなり、経営が厳しくな
るのではないかということを知ったわけです。そしたら、低コスト云々かん
ぬんということで支援していくということをお話したように聞こえました。こ
の低コストというのは、どういうことを言っているのでしょうか。ちょっと教
えてください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。
まずは、この生産調整そのものがいままで行われてきた背景には、いわゆ
る生産量に対していわゆる消費量が少なくなってきた、特に戦後まもなくか
ら比べて、いま消費する米そのものが半分ぐらいになってきています。です
から、いわゆる需要に対して供給が過剰であるので、米価の下落を下げた
ためにいままで生産調整という生産目標を決めながらやってまいったのが国の
政策であります。市としても、それに準じながらいままで各自治体行って
きたと思っておりますが、今度は生産者みずからが、いわゆる需給予測を
しながら、自分たちでみずからその生産調整していく、そのことが求めら
れてきたわけですから、生産者がいままで国の政策に頼ってきたところがあ
りますけれど、そうではなくして、みずからが消費量を勘案しながら、ど
れぐらいの量を作付することが米価を維持するのに適当であるのかという
のを考えていかなければならない。そういう時代になってきたのではないか
と思います。ですから、過剰作付することによって米価が下がるというのは、
これは生産者にその責任が出てくるというふうに考えます。

また、私が先ほど申し上げましたコスト削減ということに関しましては、
今回の予算で提示しておりますV字溝による直播栽培とか、そういうふうに

作業効率を上げながら経費の削減をしていく。また、大規模、いわゆる生産組織が大きくなっていったり、農地の集約化等を図りながら、図ることによって、生産コストを下げることによって、なんとか維持できるのではないかなというふうなことでございます。

○議長

10番、原田議員。

○10番

(原田 淳議員)

昭和37年にはですね、米の一人当たりの年間消費量は118キロであったと。50年後の平成24年には56キロと半減したということで、市長言ってるとおり半分くらいですね、になったということでした。

最後に、29年産の県の米の生産目標、数量目標は23万7,294トン。当市の割当は昨年より58トン減の9,280トンとなりました。いずれにいたしましても、来年30年産からということですが。生産者や集荷業者が需給に応じた食用米の情報を把握して生産すればいいとは言わずにですね、市としても米農家の不安をなるべく取り除いてくださるよう最善の努力をしていただきたいと、そのように思います。その件については、これで終わります。

次に、小・中学校の洋式トイレ化について、洋式トイレへの改修計画についてでございます。

1月27日の市総合教育会議、議長は市長で、この席上において市長はこう言っております。学校のあり方は地域にとって切実な課題だと。子どもたちにとってよりよい教育環境を整えたいと。このことを踏まえて質問に入ります。

昨年の4月14日熊本地震に伴い、学校に避難した高齢者からトイレの洋式化を求める声が出たことを踏まえて、文部科学省は全国の公立小・中学校のトイレの状況について初めて調査をしました。その結果が、東奥日報とJ u n i J u n i子ども新聞にその状況が掲載されました。全国の公立小・中学校におけるトイレの全便器数は約140万個で、そのうち洋式便器数は約61万個43.3%、和式便器数は約79万個56.7%であったと。

当市の場合、昨年の12月議会での教育長の答弁は、平成28年12月1日現在、小学校では洋式トイレ99個、和式トイレ191個で、小学校全体の洋式トイレ比率は34.1%、中学校では洋式トイレ83個、和式トイレ50個、中学校全体の洋式トイレ比率は62.4%であり、市全体では洋式トイレ43%となっていると答弁をしております。また、青森県の公立小・中学校のトイレの状況を調べてみますと、平成28年4月1日現在で、洋式トイレは6,002個で、平均で37.3%、和式トイレは1万93個で、平均で62.7%となっており、先ほども言いましたが、当市の場合、小・中学校の洋式トイレ平均は43%と、青森県内では設置状況が若干高く、全国の平均とは均衡しております。しかし、当市の小学校の洋式トイレの平均設置状況は34.1%と低くなっております。

その対応策について、昨年の12月議会の教育長の答弁には、学校施設の環境整備、充実を計画的に進めていきたいと考えていますと。この計画的とは、トイレの改修を計画的に進めていくと言っているように私には聞こえました。計画的に進めていくのであれば、すばらしいことだと。しかし、最後の答弁

のほうで、児童の不安解消のためにも、学校施設の改築や大規模改修の機会により一層のトイレの洋式化に努めてまいりますと。改築、改修の機会にと、何と消極的な答弁であったと残念に思っています。

現在、改築・改修計画は東小学校、猿賀小学校、小和森小学校で実施、または予定となっています。さらに、碓ヶ関小・中学校については、増改築計画がなされたようです。これらの小・中学校におきましては、洋式トイレへの比率も高くなることでしょう。

合併後に改修工事を終えたばかりの尾上中学校では、和式が2、洋式が34で、洋式トイレの比率が94.4%。すばらしいことだと思います。西中学校では和式が13、洋式が35で、洋式トイレの比率が72.9%、西中学校の洋式トイレの比率が最低条件と私は思っております。この両中学校の高い比率が当市の小・中学校の洋式トイレの平均設置状況43%と、県内では高い数値となっていると思っております。

さて、改修・改築計画が示されていない小・中学校を見ますと、東中学校、和式22、洋式6の21.4%、松崎小学校、和式13、洋式が9で40.9%、柏木小学校、和式17、洋式が5で22.7%、大坊小学校、和式16、洋式が6で27.3%、竹館小学校、和式18、洋式が5で21.7%、金田小学校、和式38、洋式が18で32.1%。これらの小・中学校の洋式の比率はあまりにも低いと思っております。学区だから言うのではございませんが、特に東中学校と竹館小学校が。そして、これらの小・中学校の改修・改築計画は、まだはないと思っております。改修・改築年次計画が示されていない小・中学校では、和式から洋式へと何年、何十年先になるかわからないということです。

ただ、大規模な改修・改築となると簡単にはいかないのはわかります。私は和式トイレを解消するため、1日でも早い機会にトイレの改修計画を立てていくべきと思いますがどうでしょうか、教育長。

教育長、答弁願います。

○議長
○教育長
(柴田正人)

原田議員の御質問、小・中学校の洋式トイレ化、洋式トイレの改修計画についてお答えいたします。

12月議会で答弁いたしました、学校施設の環境整備、充実を計画的に進めていくということについてであります。教育委員会では、学校施設の改築や大規模改修の機会により一層のトイレの洋式化に努めてまいりたいという考え方であります。

委員会といたしましては、松崎小学校は平成32年度からトイレ洋式化を含めた大規模改修を考えております。議員御指摘のその他の洋式化率の低い学校につきましては、児童・生徒が快適に学校生活を送るために、新たにトイレ洋式化計画を策定して対応してまいりたいというふうにして考えております。以上でございます。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

すばらしい答弁をいただきました。計画を立てていくということであれば、最後になりますが、文部科学省ではですね、もうすでに今年の4月に熊本地

震が起きまして、そのあとすぐにですね、早くトイレ環境の改善を図ってほしいと言っているわけです。

そこで、文部科学省では補助金を、大規模改造（トイレ改修）事業という形で1校につき400万、事業費3分の1出しますよと。1校です。このようにトイレ改修のニーズが高いということを、最優先課題としてどうか計画を立てていただきたいと、そのように思います。

一言言わせてください。学校はですね、子どもたちにとって一日の多くの時間を過ごす場所だと。地域住民にとっても身近な公共施設であり、当市においても各小学校は災害時の避難場所の役割を担っており、少しでも快適・安心に過ごすことができる環境づくりに気を配っていただきたいと思っております。

また、近年、家庭では洋式トイレが主流となっており、自宅で洋式トイレを使い慣れた子どもにとって和式トイレは使いづらく、精神的なストレスになっていると言われております。和式トイレの多い学校では、子どもたちがトイレへ行くのを我慢する傾向にもあり、便秘につながると指摘する識者もあり、健康への影響が心配されるところであります。さらに、学校は災害時に避難場所として指定され、足腰の弱い高齢者にとって和式トイレは体にかかる負担が大きく、災害に対する洋式トイレの備えが急務と思っておりますので、ぜひ洋式トイレの計画を早い機会に立ててですね、実行していただきたいと、そのように思います。この件については、これで終わります。

次に、ふるさと納税についてです。ふるさと納税の活用事業についてです。

ふるさと地方を応援する仕組みとして平成20年度に創設されたふるさと納税による寄附は、各地の自治体が返礼品の拡充に乗り出した平成26年度から大きく伸びました。制度改正による減税枠の引き上げやインターネットで寄附をするポータルサイト運営に参入する民間企業が相次いだことも拍車をかけたと言われております。

当市においては、平成20年度に寄附件数26件、約434万円ほど、少ないときには平成25年度の7件で58万円、平成20年度から平成25年度までの寄附者は当市の出身者か本当に当市を応援したい方々であったのではないのでしょうか。

さて、平成26年度税の制度改正により、寄附件数、寄附金額が大幅に伸び、平成27年度では、当市は青森県内で1位の寄附金額1億6,079万3,012円となりました。さらに、28年度、29年1月31日時点では、寄附件数が2万3,171件の2億6,909万8,734円と、昨年よりすでに1億円以上多い寄附が寄せられていると聞いております。

このことについては、ふるさとチョイスの業務委託はもちろん大きな役割を果たしたと思いますが、特に担当職員がそれ以上に知恵を絞り出し、いろいろな面において大変苦勞をいただろうと思っております。これからも頑張りたいと思います。

ふるさと納税は、地方で教育、福祉などのサービスを受けて育った子どもが大人になると都会に就職し、そこで税金を払う。地方が子どもから大人へ

と成長する過程において負担したコストを考慮して都市部の税収を地方に移し、財政難に苦しむ地方の活性化につなげるねらいがあるとされております。

ふるさと納税は、税収が少ない自治体が財源を確保する貴重な手段になっています。税収の都市部集中を是正したり、返礼品を通じて地方の魅力を伝えたりする効果があるのは間違いないと思います。また、返礼品は地域住民がつくった特産品を自治体がいり上げ、地域の産業振興につながり、経済の活性化となり得るとも思います。当市のように自主財源の乏しい市にとっては、例え寄附額の5割以上返礼品に使用したとしても私はいいいのではないかと考えております。

さて、ふるさと納税の使い道という、その活用事業については、昨年28年度の予算説明会は28年2月15日に行われました。そのとき、ふるさと納税1億5,233万4,012円の寄附があった報告を受け、ふるさとひらかわ応援事業の内容が、まず、1. 市民農園開設事業から11の健康ステップアップ事業等11項目にわたり、28年度の事業として予算配分がされておりました。事業費は合計で9,003万8,000円。このことについて、どうのこうのということではありません。

27年度中において、11項目のふるさとひらかわ応援事業は寄附者の思いをまちづくりに反映するというで説明がありました。しかし、29年度の予算説明は今年の2月8日に行われましたが、28年度に寄附のあったふるさと納税による事業説明がなかったわけです。

29年1月31日の時点において2億6,909万8,734円の寄附があったと聞いております。29年度のふるさとひらかわ応援事業については、もうすでに予算配分をしていると思いますが、どうでしょうか、部長。そうですね。寄附者にとって少しでもですね、共感を得られる事業内容であってほしいと思っております。寄附者の思いをまちづくりに反映するような、29年度の事業内容について教えてください。お願いします。

市長、答弁願います。

ふるさと納税に関しましては、議員御指摘のとおりでございます。昨年度より大幅に寄附してくれる方が増えまして、昨年は1億6,000万以上、今年も1月末時点で2億7,000万を超えるという状況でございます。御寄附をされた方々には本当に心から感謝と御礼を申し上げたいと思っております。特に、私どもの平川市の特産品でありますリンゴ、桃等の答礼品に対しての御寄附つてのが非常に多かったわけで、これは生産者の所得の向上にもつながっておりますのは、議員御指摘のとおりであります。

そして、いわゆるその寄附者の思いが伝わるようなふるさと納税にしてほしいということではありますが、まさにそのとおりであると思っております。このふるさと納税による寄附金につきましては、現在、寄附者の思いとして、元気いっぱい！ひらかわっ子応援コースや来て見て触れて！ひらかわ観光応援コース、とにかくひらかわ応援コースなど5つの分野を設定し、寄附者に選択していただいております。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

平成29年度に活用する事業として、元気いっぱい！ひらかわっ子応援コースでは、子ども医療費拡充による小学生までの医療費完全無料化の実施や子どもの遊び場づくり推進のため、中央公園に大型遊具の整備などを考えております。このほか、来て見て触れて！ひらかわ観光応援コースでは、平川市をPRできるインバウンド推進事業、公衆無線LAN環境整備事業などの新規事業、とにかくひらかわ応援コースでは、健康ポイント事業や、すこやか住宅支援補助金など、引き続き活用してまいりたいと考えております。

平成29年度がスタートとなる第2次平川市長期総合プランの実現に向け、より積極的に活用するとともに、御寄附を活用した事業例を紹介しながら共感の得られる事業に活用してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

5つの分野から選択して寄附をしていただいております、市の長期総合プランの実現に向けた事業活用にしていきたいということのようです。その中で、小学生までの医療費の完全無料化、あるいは遊具……インバウンド事業、健康ポイント事業等が挙げられましたが、これらは一部事業だと思います。医療費の無料化については、他市町村では中学生までやっています。その他、インバウンド、ポイント、これも他市町村で行っていると思っております。これについては、ということで、私が言いたいのはですね……例えば、他市町村の事例です。を言います。来年度から施設一体型小中一貫教育校となるので、子どもたちが力を合わせて新しい学校のシンボルとなるモニュメントを製作しますので、応援してください。目標額100万円。ある市では、障害や発達に課題を持つ児童の早期発見と早期治療を進めていきます。発達に課題をもつ子どもや、その家族への理解をサポートしていくために発達支援事業を実施しますので、応援してください。ここには目標額はなかったんですが、この辺についてはどう感じますか、財政部長。

○議長
○企画財政部長
(芳賀秀寿)

企画財政部長。

寄附でございますから、どういう形で寄附を、このふるさと納税という性格から寄附を募るかということでは、これはこれから議論のあるところでしょうと思っております。特定のテーマを、例えば平川市のこれからの将来を見据えたなかで、特定の事業や制度のためにというそういう寄附の募り方も、これは可能だと思います。ですからこれから、たまたまいま市長の答弁の中で、いままではそういう5つのコースを設定しながら、その寄附者の思いとしてそれぞれ寄附のコースを選択していただきました。これからはやっぱりそういう事業も特定、あるいはそういったことも議論しながらどういった寄附の募り方をするか、そういったことを議論して行って、いま原田議員の言われたことも、もちろん選択肢の一部ではあるかと思っております。以上です。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

これは私の考えですけども、またトイレの話に戻ります。トイレの話にまた戻りますけれども、自主財源に乏しい本市にとって、最優先課題として小・

中学校のトイレを洋式化へと整備する事業の実施。当市ではまだ和式トイレが80%近い比率を占める小・中学校が4～5校あり、市長の言葉を借りれば、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えてやりたい事業とか、また、昨年、議員に配付した寄附額の推移という形で、最後のほうに、「今後について」の一番下のほうにですね、「ふるさと納税を通して平川市という名前を全国の皆さんに知ってもらい、将来的に平川市を訪れる人が増加することを期待する。」とあります。じゃあ、じゃあですよ。平賀総合運動施設と呼んでいるようですけども、桜の木を植えて、数年後に桜が咲くころにぜひ平川市においてください、お待ちしています事業とか。昨年、ライオンズクラブが桜の木を20本平賀総合運動施設周辺に植えたと聞いております。さらに、当市ではさらに100本、200本と。ふるさとひらかわ応援事業で増やして、スポーツする人だけが運動施設、公園に行くのではなく、市民の憩いの場として利用できる総合公園にしていってはどうでしょうか。

昨年、ある方と三沢市の運動公園に野球の試合で行ったのですが、すばらしい運動公園でした。数多くの桜の木があり、何となく家族で休日とかに来てゆっくりと過ごせる公園のように私の目には見えました。ある方も、いい公園だなあ、当市にもこんな公園が欲しいなど。しかし、管理費かかるべなど。当市も三沢市のような運動公園があれば、市民が、家族が、それぞれ住んでみたい、住んでよかった平川市になると思います。市長、どう思いますか。桜、どうですか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

いま桜の話がありましたけれど、議員の御指摘のことは、いわゆる答礼品目的だけではなくして、ひとつの事業的なもので寄附をいただくと。例えば弘前城の石垣修理とか、そういうふうなことの同じような流れであろうかと思えます。

今後、ふるさと納税の目的と言いますか、納税される方の目的のその中にそういうことを取り入れていくのもひとつの方法ではないかと思えますので、桜の木にしても小学校のトイレのことに关しましても、今後検討させていただきたいと思えます。

再質問がありませんでしたので教育長のほうから答弁ありませんでしたけれど、いわゆる小学校のトイレの洋式化、これはいま20%切っている学校っていうか、20%前後のところが多いわけで、大規模改修まで待つとなると時間がかかります。ですから、国の文科省のその補助金等も活用しながら、そういうところも50%までできるだけ早い機会に上げられるように、これは、このひらかわっ子応援コース等を活用することもできるのかなというふうには思えますので、そういう意味では前向きに取り組んで考えてまいりたいと思えます。

(「質問の進め方について意見があります」と呼ぶ者あり)

○議長
○17番

17番、齋藤律子議員、どうぞ。

例えば小・中学校の洋式トイレのことをまず言ったとしてもですよ、もう

(齋藤律子議員)

済んでる問題を言ったとしても、市長はそれに答弁するのは適切でないと思うし、なんかさっきからちょっと聞いてますと、少しく質問が整理されていないような感じが見受けられます。ですから、もう少し整理してお願いをします。

(「議長、やめさせろさ」と呼ぶ者あり)

○議長

いま一般質問の、原田議員の時間ですし、主旨的にもふるさと納税の使い方についてでトイレが出てきたと思いますので、私はそんなに変にそれしているとは思いませんので、原田議員、続けてください。

はい、10番、原田議員。

○10番

これ、不愉快だな。

(原田 淳議員)

次に、4. 当市の再任用について、再任用を65歳までということで、年金……時間、損したな。年金制度の改正に伴い年金支給制度が段階的に引き上げられ、平成25年4月より当市の退職者においても再任用制度が導入されました。

定年後再任用による雇用契約は、多くの場合、1年有期でその都度更新するというのが一般的なようです。更新の上限年齢は65歳に達するまで、または厚生年金の支給開始年齢までと。当市の場合は、この厚生年金の支給開始年齢までということになっているようです。つまり、今年度3月31日で退職する方は、62歳の誕生日までの年度までと、再任用されるということです。

再任用希望者は、経済的理由や時間的余裕があること、また、まだまだ肉体的に活動年齢であり、仕事をしていたいなどの理由から再任用を希望し、フルタイム勤務、短時間勤務、ハーフタイム勤務の勤務形態として就労することになるようです。フルタイムは、今年度退職する方々から希望に応じて勤務ができると聞いております。

当市の場合、制度が導入され今年度で4年目になると思っております。勤続年数が25年以上勤務した方が対象となるわけです。30年、40年と長期にわたり市に貢献してきた経験豊かな人たち、働くことを希望している再任用職員、これまでの経験が再任用の場で有効に活用されますよう強く願うものであります。

さて、財政危機を乗り切るために数字上の経費節減に注力してきた感があるように思われてなりません。退職者の人的な資源を無駄にしないことで、効率的な人材の活用を図ることにより経費節減となるのではないかと思います。さらには、後輩の人材育成にも効力を発揮することになると考えますが、どうですか。

そこで伺います。当市において、定年後の厚生年金の支給開始年齢まで導入したその理由をお聞かせください。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

この再任用につきましては、国では平成25年4月以降、公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、雇用と年金の接続に関する方針を閣議決定しました。閣議決定された内容は、「当面、60歳で定年退職となる職員等が再任用を希望する場合は、退職から年金の支給開始年齢に達する

までの間、再任用することにより、雇用と年金の接続を図ること。」となっており、定年後に無収入期間が生じないようにする運用を求めています。

そこで当市では、閣議決定の内容を受け、平成26年度から再任用制度の運用を開始しました。また、再任期間の上限につきましては、年金の支給が開始されるまでの期間としており、これは閣議決定の内容や県内他市の状況などを考慮して決定した経緯がございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

閣議決定わかります。また、県内他市などを考慮して決定したと。大変平川市らしいと思います。残念です。

現職員においては、再任用がこれまでですね、上司であったこともあり、気を使うようなことも現実問題として考えられます。また、来年度から再任用職員がフルタイムで勤務した場合は職員定数内となるわけですよ、総務部長。そうなりますと、若い人の職員採用が少なくなります、わかります。心配するところでもございます。しかし、再任用制度、国では、若年層を含めた労働者全体の安定雇用を実現する必要があるとしております。若年者だけではなく、もちろん退職者も含めた安定雇用ということのようです。

そこで青森県、そして隣接する市では、再任用制度、退職職員が希望すれば65歳まで再任用をしていると聞きます。県が先頭になって65歳まで再任用しているのであれば、他市に考慮する必要があるのかどうか。

当市といたしましても、再任用制度を前向きにとらえ、65歳まで再任用し、人的資源の有効活用に真剣に取り組むべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

県内の他市の状況につきましては、再任用の任用期間の上限を完全に65歳までとしているのは1市のみであります。それ以外の市では、当市同様、年金の支給が開始されるまでの期間としているところが多くなっております。

今後は、再任用職員と新採用職員とのバランスを考慮しながら、任用期間を検討してまいりたいと思えます。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

例えばですよ、今年度退職する方がですね、フルタイムで2年間は再任用されるわけですよ。その後3年間、定数外になる短時間勤務、あるいはハーフタイムで再任用しようとする考えはございませんか、市長。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

原田議員の御意見も参考にしながら、そのことはですね、市長が答弁いたしましたとおり、その新採用の、フルタイムであれば定数にかかわってくることでありますけれども、短時間もしくはハーフタイムというふうなことであれば、65歳までの運用を検討していきたいと思っております。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

10番、原田議員。

ありがとうございました。大変御理解をいただき、満足しています。これで私の質問を終わります。

○議長

10番、原田 淳議員の一般質問は終了いたしました。
11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
第2席、5番、山口金光議員の一般質問を許します。
山口金光議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。
山口金光議員の一般質問を許可します。
5番、山口金光議員、質問席へ移動願います。
(山口金光議員、質問席へ移動)

○5番
(山口金光議員)

今般、定められました第2次平川市長期総合プランの大前提は、人口減少対策及び地域経済活性化の2大眼目とする人口ビジョン・総合戦略にあります。以下、総合戦略の2大眼目を戦略的に遂行・具現化するべく定められた長期総合プランの具体的施策について質問いたします。

まず、第2次長期総合プランの基本目標、「魅力あるひとづくり」に位置付けられました各主要施策のうち、1. 住みよさ、出会い定住移住促進について、2. 安心はぐくむ子育てについて、3. 未来切り拓く子ども育成について、4. スポーツライフ、文化芸術振興についてに関しまして、予定される主な事業の概要とその財源内訳、実施により期待される評価、特に他市にまさるものかどうかをどのように考えておられるのか。また、事業実施に際して行政以外の法人などの共同主体を想定しているものがあれば、その内容について伺いたいと思います。

次に、以上の施策を推進するに当たり、次の観点から特に工夫すべき事項についての見解を伺います。

1. 公共施設等の全体最適化の観点から。以上におけるハード事業において、将来的な人口減少が見込まれる中、真に必要な公共施設を維持していくためにはハード事業の見直しを行い、公共施設のコンパクト化を進め、維持管理費などの低減を図っていくことが必要と考えます。また、地元経済振興の観点からは、地元業者が施工から修繕工事まで一括して請け負う仕組みをつくるなど、地域経済活性化の視点を取り入れていく必要があると考えますが、これらについて御見解を伺います。

2としまして、財政の常続的運営の観点から。以上の魅力あるひとづくりの推進と、市民に住みよさを実感してもらうため、平川市が特に力を入れて独自に行う支援について、その財源をどのように確保していくのか、その財政運営の行い方に関して見解を伺います。

3点目に、行政改革推進の観点から。これら事業を効果的に実施していくためには、市役所において従来の縦割りに加え部局横断的に政策を実現できる組織体制の構築が必要であると考えます。また、市役所内部のみならず、

体育協会や文化協会などの地域のさまざまな団体に権限、財源を移行し、協働、ともに働く体制を推進することにより、学校の部活動、市民の文化活動の充実が図られてまいりますが、これらについても見解を伺いたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

山口金光議員の長期総合プラン「魅力あるひとづくり」についての御質問にお答えいたします。

(長尾忠行)

御質問にありました4つの施策のうち1つ目、「住みよさ、出会い、移住・定住の促進」に関して、まず御答弁いたします。

まず、住みよさですが、東洋経済新報社が全国817の市・区を対象に毎年調査しております住みよさランキングにおいて、2016年では県内第1位、北海道・東北ブロックでは第6位と高評価をいただくことができました。この評価をさらに高めることが移住・定住に結びつくものと考えております。

また、出会いに関してですが、29年度当初予算案にハグメグ応援事業に関して334万2,000円、弘前圏域定住自立圏婚活事業負担金を78万円、ひらかわ婚活事業補助金を50万円計上しており、これらの財源としては地域少子化対策重点推進交付金142万1,000円を見込んだほか、ふるさと納税を含む一般財源としております。その中のハグメグ応援事業の概要は、独身男女の出会いをサポートするハグメグ支縁員を募集し、支縁員同士の交流と情報交換の場を設け、男女の新たなマッチングを探るものであり、婚姻に至るまでの動機付けとしたいと考えております。

次に移住・定住に関してであります。代表的な施策としては、すこやか住宅支援事業があります。この事業は、移住者や子育て世帯が住宅を新築または購入した場合に要した経費の一部を助成するもので、区分によりますが20万円から最大100万円を交付するものであります。

29年度当初予算案では前年同額の2,000万円を計上しており、財源はふるさと納税を含む一般財源としております。なお、28年度の実績見込みで、市外からの移住者は28世帯57人、市内の子育て世帯への支援は32世帯となっており、子育て世帯を含めた移住・定住の促進につながるものと考えております。

続いて2つ目、安心をはぐくむ子育てについてですが、代表的な事業として先ほども答弁いたしました、こども医療費給付事業があります。これを平成29年度から拡充し、所得制限と入院時の一部自己負担を撤廃するほか、小学校卒業まで通院・入院を問わず完全無料化とすることとしております。

29年度当初予算案において、拡充分に係る市の負担を1,752万3,000円と見込んでおり、その財源はふるさと納税を含む一般財源としております。第2子以降保育料等無料化事業などと合わせ、保護者負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを進めたいと考えております。

また、公共施設等の全体最適化についてでございますが、議員御指摘のとおり、将来の人口減少を見据えると、必要なサービスの水準を確保していくためには公共施設の統廃合やコンパクト化を進めていく必要があると考えて

おります。今後につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき施設総量の適正化を進めてまいります。

次に、地元の建設業者が施行から修繕工事までを一括して請け負う仕組みづくりが必要ではないかとの御質問にお答えいたします。議員御提案のとおり、市内の業者に発注機会を増やすことはとても望ましいことだと思います。そのため、基本的に市内の建設業者が施行できると思われる工事につきましては、市内業者に発注しております。しかしながら、大規模な建築工事の場合、建設業法などの制約により地元の業者に発注したくてもその条件に合う業者がないことから、市外の実績のある業者と市内の業者が共同企業体を組織し、施行していただいています。そうすることにより、より高度な施行技術の習得及び工事实績が得られるため、将来の受注機会も向上するものと思います。また、建設業界の地域経済活性化にもつながっていくものと思いますので、御理解を願います。建設業法の制約につきましては、担当部長より説明させます。

続いて、健全な財政運営についてでございます。魅力あるひとづくりの推進と、市民に住みよさを実感していただくことを含め、第2次平川市長期総合プランに掲げる将来像、「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現に向けて、限られた財源の中においても、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立し、それを維持しながらも必要な市民サービスを効率的かつ効果的に提供する必要があると考えております。そのため、中長期的な財政推計を示した財政運営計画を今後も策定し、また、必要に応じ適宜見直しを行うこととしております。また、長期総合プランの各主要施策に位置付けられる個別の事業についても、今後策定する実施計画へ掲載と、市民ニーズや効果などを踏まえた見直しを毎年度行いながら、過度の財政負担が生じることのないよう努めてまいります。

最後に財源確保についてですが、国・県の補助事業を最大限活用していくことはもちろん、自主財源については、市税や使用料、手数料の適正な負担をお願いするほか、ふるさと納税にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

行政改革の推進につきましては、議員御提案のとおり、部局をまたぐ複雑かつ高度な行政課題に対応していくためには、部局横断的な組織体制の構築が必要であります。

現在も、いくつかの施策についてはプロジェクトチームにより進めているところですが、今後につきましては、政策課題の整理及び体制の強化を行い、より効果的に進めてまいりたいと考えております。私からは以上であります。教育長、答弁願います。

○議長
○教育長
(柴田正人)

山口議員の「未来を切り拓く子どもたちの育成」について、お答えいたします。

本市の児童生徒の学力向上を図るためには、学校の教育活動の中心である事業において、教員がより質の高い指導を行うことが必要であります。この

ため、教師の資質向上を図る小・中学校教職員全員研修講座や教師力向上講座などを開催するなど、研修の充実に努めております。さらに、個に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、学習支援員等配置事業も今年度同様に継続して行い、併せて2,579万2,000円を平成29年度予算に計上しております。

これらの事業を通して、全国学力・学習状況調査において、中学校は全国正答率同等以上、小学校は5ポイント以上を目指しております。

次に、「スポーツライフ、文化芸術振興」について、お答えいたします。

市民のニーズに応じたスポーツ活動を推進するため、市民が気軽に快適にスポーツに親しむことができる施設整備として、B&G尾上体育館改修事業費4,608万円を平成29年度予算に計上するとともに、だれもがスポーツ活動に参加できる機会を提供するため、スポーツ推進委員や体育協会の活動を支援します。

競技スポーツにおいては、体育協会を始めとする各団体と連携を図るとともに、優秀な選手の発掘・育成と競技力向上のため、体育協会補助金、スポーツ大会・教室運営補助金のほか、各種大会参加・派遣補助金等795万8,000円の補助金を平成29年度に予算計上しました。また、市民の文化芸術活動の活性化のため、文化施設の整備と文化団体の支援を行うとともに、芸術文化に触れる機会を提供します。

現在、施設整備として、平成28年度から2か年で文化センター改修事業、総額8億5,775万6,000円を実施しており、うち平成29年度は5億2,880万5,000円の予算を計上しました。これらの事業を通じて、スポーツや芸術文化に親しむ市民の増加を図るとともに、健康で文化的なまちを目指してまいります。

続いて、行政改革の推進についてであります。

教育委員会では、本市のスポーツ及び文化芸術の振興を図る観点から、体育協会や文化協会が行う青森県民体育大会への選手派遣、平川市民文化祭などの公益的な事業の運営に対し補助金を交付するなど、一定の支援を行っております。今後とも、市民のスポーツ・文化芸術活動が一層推進されるよう相互に連携を図り、取り組んでまいります。

また、学校の部活動についてであります。教員が子どもと向き合う時間の確保のため、部活動の適正化は喫緊の課題であります。学校における運動部及び文化部の部活動については教育課程外の活動であること、学校教育活動の一環として大きな意義や役割を果たしていることなど、学習指導要領においてその意義や配慮事項等が規定されております。

現在、文部科学省で部活動運営の適正化に向けて検討を進めているところでありますが、平川市教育委員会といたしましてもその動向を見据え、平川市の子どもたちにとって、学校生活で意義ある部活動となるよう努めてまいります。以上でございます。

総務部長。

私からは、大規模な建築工事の場合の建設業法の制約について御説明いたします。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

大規模な建築工事を一括で発注した場合、工事の中で電気工事・管工事・内装仕上工事等さまざまな種類の工事が発生いたします。通常はこれらを下請業者に依頼いたします。建設業法では、その下請金額の合計額が建築工事で6,000万円以上、その他の工事で4,000万円以上であれば、通常の建設業の許可ではなく特定建設業の許可を持っていないと工事ができません。

当市では建築工事で特定建設業の許可を持っている業者が1社しかいないことから、先ほど市長が述べたとおり、共同企業体を組織して施工していただいております。以上でございます。

○議長

5番、山口議員。

○5番

ありがとうございました。

(山口金光議員)

それでは、ただいま御説明がありました流れに沿って質問をさせていただきます。

まず、住みよさ、出会い定住、子育て事業等につきまして、包括的に御説明をしてもらった一番の理由は、実はこの施策の中に結婚という言葉と就職という言葉が入っておりません。

もともとこの長期総合プランは、人口ビジョン、人口減少対策戦略の、先ほど私が言いましたように、実行計画として挙がってきたものだと理解しております。人口減少対策戦略というものを簡単に言えば、1つは先ほど市長からありましたように出会い、2つ目、先ほどありましたように定住・来住、来住という言葉は市外から移住してくるという意味で来住と私が勝手につけてありますが、定住・来住。それから子育てし、自立して就職し、定住することが人口減少対策戦略の基本だと思います。

そこで、私はあえていま入れなかった言葉に、実は出会いと定住・来住の間には結婚があります。かつ結婚したら必ずしも減少が増えるわけじゃなくて、移住されてしまったらむしろ減少になるわけです。つまり結婚すること、それから定住・来住を促進することがワンパックで人口減少対策が成り立っているはずなんです。その場合、人口減少対策の最重点事項は、これを見ますと、これ考えますと、結婚をいかに定住・来住に結びつけるかが一番の戦略ポイントだと私は思います。この結びつけるものが一に住居、新婚さんの住居、若いときの生活する場所。そして二に教育・子育て、先ほど医療の完全無料化等もあります、いろんな負担の軽減を図ること。かつ負担のみならず、子どもがより成長してより行きたい企業・仕事または親の跡を取るなど、就職を立派に成し遂げることを支援していくことが必要かと思えます。また、それが見えなければ定住・来住する新婚さんはいなくて、逆に結婚しても外に出てしまう確率が多くなるのではないかと危惧いたします。

につきまして、いまその結婚という言葉はありませんでしたが、現在、長期総合プランを推進するに当たって人口減少対策戦略の決め手である、それは出会い・結婚ではなくて、結婚・定住・来住だという認識のもとに、現在、結婚・定住・来住する状況はどのような状況になっているのか。で、それがどんどん来住するように、促進されるような、他の市にまさる促進施策はど

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

ういうものが考えられているのかについて質問いたします。

市長。

総合戦略の中でのことに関しまして、議員からは結婚・定住・来住が必要であるというような御発言って言いますか、御意見でございますが、この総合戦略の中で、魅力あるひとづくりの中にいわゆるその結婚という言葉は入れておりませんが、いわゆる出会いの場を増やす、まずは出会いの場を増やす、そういう機会を増やして、まずは出会っていただいて結婚していただいて、お子さんをできれば産んでいただきたいというのが、今回のこの人口減少に対する魅力あるひとづくりの中の大きなねらいで、もちろんそれだけではありませんけれど、ねらいでありますし、その住んでいただくということに関しましては、議員御指摘のとおり、この地域に仕事がなければならぬというそういう御発言がございました。確かにそうであります。ですから1次産業の多い当市におきましてでも、その跡を引き継ぐことができるような経営環境の整備と言いますか、農業なら、1次産業なら1次産業の支援、2次産業なら2次産業の支援等をしてまいりたいというふうには考えております。ですから、そここのところに、活力ある仕事づくりのところに入っていくものと思います。

ただ、残念ながら当市におきましては、いま以上に市外からの大きな企業とか誘致できるような状況にはありませんので、いまある企業を育成しながら、いわゆる当市の若い人たちが少しでもこの地域に残っていただけるような環境整備っていうのはしていかなければならないとは思っています。ただ、高校、大学を卒業した人たちが、じゃあすべてこの地域に住むことができるかというとなかなかそういう環境にはないのも事実であって、人口減少が続いているということでもあります。ですから、今回のこの総合戦略はもちろんでありますが、第2次長期プランの中でも魅力あるひとづくり、活力あるしごとづくり、そして住み続けたいまちづくりというのを一つの基本目標に掲げながら、これからの作業を進めていきたいなというふうには思っております。

他市にまさるところというような御質問がございました。それぞれの地域でこの人口減少社会にそれぞれの自治体に取り組んでおります。例えば、当市の取り組みの中で他市が行っていないような部分があるとすれば、それは第2子からの保育料無料化とか、ほかにはですね、農業支援等は他市でもやっておりますけれど、いかにして農家の皆さんが農業で生活できるような状況っていうのをこう指導していけるのかっていうことに対する支援等はこれからも続けてまいりたいと思います。

今回、ふるさと納税等を活用させていただきながら、子どもたちの医療費も小学校までは無料化ということで、完全無料化ということでやらさせていただきました。その他もろもろ、先ほど最初の御答弁で申し上げましたけれど、その辺ですべて他市にまさるところはないかもしれませんが、少なくとも他市のほうで私どもの市よりまたまさっているところもあるかもしれません。それらは、それぞれの自治体の財政状況等に合わせながら

○議長

○5番

(山口金光議員)

進めていかなければならないものもあるかと思えます。ですから、その辺のところは御理解していただいて、この29年度から始まる第2次長期総合プラン、これを着実に進めていくことによって、平川市が1歩でも2歩でも前のほうに進んでいけるものと思っております。

5番、山口議員。

いままさに市長の御説明にありましたように、住みよさナンバーワンを情報として発信し、それで集め持ってくると。他市にまさる具体的なものというのは医療費無料化、その他ありますが、少なくとも住居・居住等に関しては、具体的には大体みんな同じ横並び。これまでの経験または期待値として見れば、35世帯くらいの来住を希望している、ねらっているというような御意見だった、計画だったと思えます。

私はここで一番言いたかったのは、住みよさナンバーワンに目に見える住みよさナンバーワンと言えるものを打ち出さないと、他市にまさると言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、より促進する、結婚・来住を促進する即効性のある手立てにはならないと思えます。もちろんそれには財源その他いろんな問題あるかと思えますが、そこは今後さらに長期戦略達成上、やはりさらに知恵を絞らねばならない問題ではないかなというふうに思いまして質問したところです。

教育、子ども育成のところにつながりますが、先ほども出ましたが、就職はこの辺ではなかなか難しくて云々ということでもありました。なかなか定住を促すことができないということでもあろうかと思えますが、しかし、この前のデータを見ますと、市内立地の企業に約3,500人ぐらいが従業員として働いているという情報、データがありましたが、その中で市内居住者は約30%だと言われています。ではこの逆に、市外の企業に対して、ここの中に定住して通いながら仕事している、市民として市外に通って仕事している人っていうのは何パーセントいるのかはわかりませんが、それもそんなに大きな比率ではないと思えます。

例えば、今度は逆に見ますと、市役所職員を見ますと、75%が市民の出身者ですが、いろんな試験・能力その他ありますので、それでまずやってきたこれまでの経験から出た実績は、25%が市外からきております。逆に、弘前市役所には、それではどのぐらいの市民が就職しているのでしょうか。それもわかりませんが、いずれにせよ、そこにまだまだこれから一層教育を向上させて、そこにどんどんチャレンジしてどんどん出ていき、そこに就職して地元で定住しながら、そして働いて、また子育て・結婚していくんだというそういう人を育て上げようという明確な目標を、私は教育では打ち出すべきだと思います。

ところが、現在の教育目標は全国平均100に対して105、中学校は100を目指すという、それに対しての教育体制については従来に引き続きになっています。これは予算の制度上とかいろいろあろうかと思えます。ただ、いずれにせよ、それではいま、その学力向上云々では果たして他に伍して、いま30%

の就職率だとして、それを上げていこうという効果のある教育内容になるんだろうかと。または、そこを目指す教育体制を構想する必要があるんじゃないかというふうに思って、2番目の質問はしたところです。

希望する就職というのが最後にターゲットとしてあって、そのための希望する進学をするという目標があって、そのために必要な学力を向上させるという、学校も含め教育力の集中をするときにいま来たのではないかと。人口戦略上、人口削減対策上、それから若者の定住をより促進させるという目標上からもそういう施策は出てくるのではないのかと。それを構想するべきではないかというふうに私は思います。

具体的には、中学校の学力目標を110に上げるべきだと思うし、もちろんそんなに簡単ではないです。でも、小学校110を確保していたわけです、過去。それが中学校になると90になっているわけです。ですから、小学校110にいき、その小学校がさらに3年後に6年後に中学校に入るのであれば、中学校だって110を目標にするべきが、私はいまの人口ビジョンに基づく長期戦略上の教育目標になろうかと思いますが、この点につきまして教育長に見解を伺います。その際、これ教育をどんどん向上させようとするれば、必ず奨学制度の拡充等も考えられてくるはずで。そして、充実した奨学金で希望する学校に学び、希望する職に就いたら、ふるさと納税、地元に一たん市税を納めてもらって、そしてその税金を奨学金返還から一部免除するという制度を設ければ、東京に出ていっぱい働きたい人も幾らいてもいいんです。そういう人たちに本来のふるさと納税を、本人は奨学金の返還が削減されるからという利益で、リンゴがもらえないけどもこれはやりましょうというふうになるのではないかということも含めて、奨学制度も、ふるさと納税制度も、教育の再就職向上策も、そして人口減少対策も目標達成のための総合政策として構想すべきときが来たのではないかというふうに考え、これは市長、教育長、どちらでもいいんですが、どう考えるか見解を伺います。

○議長

○教育長

(柴田正人)

教育長。

学力向上についてお答えをいたします。

中学校の学力支援、それは小学校のですね、学習のつまずきのほか、生徒指導上の問題も大きな影響を及ぼしているものととらえております。教育委員会では、先ほど申しました研修会等の開催のほか、教育委員や指導主事等の定期学校訪問などを実施して、児童生徒が達成感、充実感を味わえる、わかる授業づくりに向け実態に即した指導助言を行い、学力の向上につなげております。

議員御指摘の小学校110等々ありましたけれども、達成することはきわめて大切なことでありますけれども、プランでありますので、めどとしてということで数値目標といたしました。希望する就職に就くということはきわめて大切なことであります。本人が希望する就職をするためには希望する高校、平川市とすれば、子どもたちすべてが希望する進路に就けるようにですね、指導していきたいというふうにして考えております。以上でございます。

○議長
○5番
(山口金光議員)

5番、山口議員。

項目の4番目のスポーツライフ、文化振興ですが、これは一言で結構ですが、特に体育協会は先が大体見えてる、大体イメージは見えてるというふうに思います。

それから、この部活動を今後どのように学校の中だけで過大な負担をかけていくのかどうかについては、すでに文科省から方針が出てるはずで、その方向性にはもう入ってるわけですので、そのために特に文化部の部活動に関して、文化芸術協会等の連携・活用ということに関して一言だけ御見解を伺いたいと思います。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

運動部、それから文化部の部活動は、大変果たす役割は大きなものがあるというふうに思っております。

現在の状況はですね、生徒の減少に伴って部員数、それから運動部数、文化部数、それから担当教員数ともに大変減少しております。そういうふうな意味から議員御指摘のようにですね、文化協会あるいは体育協会に所属する、この地域に住む優れた指導者を活用して、その部活の充実を図ってまいりたい。十分連携して進めたいというふうにして考えております。以上です。

○議長
○5番
(山口金光議員)

5番、山口議員。

いま述べていただきましたこれら平川市らしい独自に行う支援、これが相当財源もかかるし、ほかのところはまだなかなかそこまで進めてないと。そこを一步出ようということであれば、財政上のかなりの配慮・工夫が必要になるかと思えます。

この際、先ほども質問いたしました、公共施設の建設維持費は、現在、長期の全体計画の見積もりによると、従来の2倍3倍の維持費がかかると現時点では見積もられております。その中であって、現在本庁舎の、それから学校も、逐次さらに建設していかねばならないと、それを決断しなければならぬという状況下であって、やはり各重要な施設に関してはその全体計画、特に公共施設の全体最適計画という視点で、その所要の予算、建設費は積み上げて、これだけかかると。必要なものは何でも積み上げていこうという気持ちは従来からあったし、わからなくはありませんが、時代はその前に長期の全体のフレームからこのぐらいで、建設はプラス維持費は抑えねばならないんだというフレームが先であって計画・設計していくべきだと考えますが、これについて市長の御見解を伺います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

公共施設等の整備に関しましては、公共施設等総合管理計画を作成しながら、それに基づいていま順次整理させていただいております。

議員御指摘のその上限って言いますか、建物を建てる場合、その金額を決めながらそれに基づいて建設していくべきだという御指摘でございましたが、それもひとつの考え方と言いますか、そういうことも必要であると思えます。ただ、御承知のように基本設計、そして実施設計というふうになっていくな

かであって、それぞれの社会的要因もあって金額がどんどん大きくなっていく場合がございます。現実には、例えば今議会の冒頭で御指摘もいただきましたが、給食センターにしても、また文化センターにしても、さるか荘の工事にしても当初の見積もった予算がどんどん上がってきております。

そういうことを、じゃあそれより上がったからそれ以内に収めていいのかということになると、いわゆるせっかく改修していくなかであって、建物の強度を含めた利便性等も含めてなかなかうまくいかないのは、それはまた、そちらのほうに逆にまた問題になろうかと思えます。ですから、それぞれの建物の、できるだけこの経費の節減は図って建築していかなければならないと思えますが、その状況に応じながら、またその時期にも応じながら対応していかなければならないものというふうに考えております。

○議長

○5番

(山口金光議員)

5番、山口議員。

ありがとうございました。

最後に、あと3分なんで、先ほどもありましたように行政改革におきまして、部局横断的に政策を実現できる組織体制をこれから構築・模索していきたいという先ほどの市長の御答弁をいただきまして、私は非常に力強く思ったところです。さらに、それに私の提案を加えたいと思えますが、その組織体制をつくる時に75程度の組織係員で構成するように構築し、そしてその先ほど原田議員からもありましたが、再任用職員、ベテランでリーダーシップのある能力のある人たちを適宜その係に逐次配置していきながら、その再任用職員のリーダーシップ、指導等により係全体の能力が向上すれば、その後再任用職員が退職してもその補充は不要になるなどの行政効果が期待できます。それを仮に期待しながら行政改革を進めていけば、毎年何名かの定員の削減は無理なくできていって、そして、しかしその間、行政政策、サービスは改善・継続しながら、将来仮に人口が4分の3になるのであれば、いまの子どもたちに将来の行政負担を軽減させようとするならば、現在の職員を4分の3にある程度削減していく、また行政改革をやっていくということは十分可能かと思えますが、これに関しまして最後に御見解を伺いたいと思えます。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

議員御指摘のとおり、人口減少に伴い職員数の削減は避けられないものというふうには考えております。議員の御指摘のところは今後の参考にさせていただきたいというふうには思います。

再任用職員に関しましてはですね、そのいままでの経験・ノウハウを生かしながら、特にここ数年って言いますか、退職する団塊の世代の職員の皆さんが、退職する職員が多くて新採用の職員も多いという状況が続いてまいります。その中であって、再任用職員の皆さんが自分の持っているノウハウを後輩に移行させながら育てていくというのは非常に大事なことでありますので、それは将来活用させていただきたいなというふうに思います。ただ、そのことによって、また再任用職員を多くすることによって、逆に就職するというか

新しく入る職員の数が大幅に減るってというようなことになれば、それはまた、いわゆるバランス上大きな課題となりますので、そこのところは御理解いただきたいと思います。

ただ、人口が定期、例えば4分の3の御指摘がありましたけど、4分の3に減ることによって、その職員も4分の3に減らすことができるかという、それはそのまま数字上いかないことがあります。特にこれから国のほうからどのような権限委譲、分権が進むことによって出てくるのかわかりませんし、市としてもさまざまなプロジェクトチーム、部局横断的なプロジェクトチームをつくろうとしてもなかなかその辺が、定数って言いますか、職員の数のところがネックになってそこができないようなところもありますので、その辺はできるだけ少ない職員の数で市民サービスが滞らないように心がけてはまいります、そのとおりの削減とはならないということを御理解いただければというふうに思います。

- 議長
- 5番
(山口金光議員)
- 議長

5番、山口議員。

以上で終わります。

5番、山口金光議員の一般質問は終了いたしました。
昼食等のために、13時まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩
午後1時00分 再開

- 議長
- 4番
(長内秀樹議員)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、4番、長内秀樹議員の一般質問を許します。

長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

長内秀樹議員の一般質問を許可します。

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

(長内秀樹議員、質問席へ移動)

傍聴席の皆さん、インターネットのYouTubeでご覧の皆さん、市長を始め本日御出席の皆さん、こんにちは。議長より一般質問の許可をいただきました、第3席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹でございます。

インターネットのライブ中継でご覧の皆さん、今議会より録画でも閲覧できるようになりました。パソコンはもちろんのこと、スマートフォンで見られることもできます。夜の遅い時間でも、また、朝の早い時間でも見ることができます。ライブでいまご覧になっている皆さん、ロコミで友達などに教えてください。そして、議会に興味を持っていただくようお願いいたします。

それでは、市民の幸せと市勢の限りなき発展を願い、通告にしたがいまして一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

最初に、1. リンゴ産業の方向性についての①労働力不足時代に向けた行

政の取り組みについてであります。

御存知のとおり、本県のリンゴは明治8年に県内に苗木が配布されて以来、今年で142年目を迎えます。その中で幾多の産地存亡の危機に遭遇しつつも、先人の英知と行政及び試験研究機関の支援、何よりも生産者のひたむきな日々の観察から生まれた栽培技術体系により、その試練を乗り越えてきました。

本県は日本一の生産量と世界一の品質を誇るリンゴ県です。しかもその中であって、我が平川市は品質、栽培技術ともに特に優れ、生産者はもちろん、販売・流通関係者からも羨望の目で見られるリンゴ王国平川市であります。県発表の販売額でも26年から連続1,000億円を突破し、とりあえずリンゴ産業は順調に推移しております。

しかし、この販売価格の順調ないまこそ、次代の備えをしなくてはなりません。その1点が労働力不足時代の対応ではないでしょうか。本県果樹農家の農業就業割合を農業統計の農業センサスで見えますと、平成7年には65歳以上の農家の割合が全体の32%、そしてその後、20年後の平成27年には実に54%、また、70歳以上の農家も多く、まさにリンゴ農家社会は超高齢化社会を形成してございます。また、同様にリンゴ農家の雇用労働社会においても超高齢化社会と併せて減少社会でございます。

行政として、この主力産業の維持・発展を支援するために、短期、中期、長期にわたる具体的なリンゴ労働力不足に向けた施策を検討するべきではないでしょうか。国が推し進める労働力のマッチングなど、さまざまな施策がいま国からも提出されてございます。本市として、この労働力不足時代をどのように生きるのか、どのような方向性を持っていくのか、御見解をお伺いしたいと思います。

次に、②仮称リンゴ農家援農制度創設についてであります。

リンゴは他の作物に比べ、栽培技術力の必要な作物であります。剪定、仕上げ摘果などは高度な栽培技術の習得が必要であります。特に剪定技術においては、地形、土壌の地力など環境の違いにより、一朝一夕で習得できるものではありません。しかも、その巧拙がリンゴの収穫量、品質にも影響し、このことから剪定が難しいと言われるゆえんでございます。

反面、リンゴの収穫作業や着色管理などの葉摘み作業、授粉や1回目のあら摘果などは、ある程度単純労働でございます。雇用労力に頼っている現状です。しかもこの収穫、着色管理、授粉、摘果作業が、リンゴ10アール当たりの労働時間、約270時間と言われてございますが、その43%を占めてございます。この分野の軽減が労働力不足対策の一つと言われ、ここ数年、葉摘み作業のない黄色品種のトキ、ぐんま名月、こういう黄色品種を増やしてきました。この状況を踏まえ、今後もこの黄色品種で乗り切るのか。はたまた、新たな雇用労働者の栽培技術研修の場や機会を増やすことで新たな時代を開くのか。非常に難しい時代かと思えます。

最近広まりつつある援農活動、ミカン産地で行われている、収穫作業を無償ボランティアで実施し、その活動を市の認知度拡大や移住にもというふう

に結びつけている市町村もございます。本市でも、そういう先進的な方策を検討し、一步前へ出た施策を考える時期かと思えます。

以上、1項目、リンゴ産業の労働力不足に対応した行政の取り組み方について、明解なる答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

長内議員のリンゴ産業の方向性、労働力不足時代に向けた行政の取り組みとリンゴ農家援農制度の創設についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

農業分野における大きな課題は、長内議員御指摘のとおり、後継者・雇用労働力不足にあると認識をいたしております。特にリンゴ産業においては、冬場を除き継続的な労働力が必要とされ、労働力の確保が困難な農家は離農もせざるを得ない状況に追い込まれています。労働力が確保できない要因としては、雇用者と被雇用者の賃金労働条件の相違のほか、リンゴの農作業は議員御指摘のとおり、特殊な技術が必要なことなどが考えられます。

以上のような背景を考え、市としては、短期的な施策として農業法人化支援事業、農作業環境整備支援事業を行い、労働条件の環境を整備し、労働力確保への支援を構ずる予定であります。また、中・長期的な施策として、個々の農家を法人化へ誘導し、被雇用者が納得できる安定的な雇用条件を設定することで、労働力を確保していく必要があると考えております。

各農家により経営状況が異なることも想定し、複数の経営体で法人化を目指すケース、個別の経営体で法人化を目指すケース、複数の作目で経営体連携して法人化を目指すケースも想定しながら、10年先を見通した労働力不足に備えてまいりたいと考えております。つきましては、国の労働力マッチング等の政策、県及び関係機関で行う労働力不足解消事業等の状況を踏まえながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、リンゴ農家援農制度創設についてであります。

援農制度とは、都会で暮らす農業未経験者などが短期間のボランティアで農作業を手伝い、農業を学び楽しむ取り組みのことであると考えております。議員御指摘のとおり、収穫作業など比較的単純な作業であれば、援農制度も有効であると思えます。

他県の事例では、宿泊場所と食事については受け入れ農家が提供することとしておりますので、平川市の、特にリンゴ農家に対応可能なのか、栽培技術研修などその他の諸条件も含めて状況を把握していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上であります。

○議長

4番、長内議員。

○4番

はい、ありがとうございました。

(長内秀樹議員)

いま最初に①のほうの再質問させていただきませんが、いま市長のお答えをお伺いしますと、短期・中期のお話の中で法人化というお話が出てきました。市長もわかっているかと思えますけれども、リンゴ農家全体として法人化したほうがいいのか、家族経営でリンゴ農家を維持していくのが本来の姿なのか。市長、どのように考えますか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

このさまざまな形態があろうかと思いますが、確かに家族経営でリンゴ栽培、リンゴ経営、リンゴ農家を経営していくことも大事で、ひとつの方法であらうと思いますが、一方で労働力、いわゆる常用的な労働力の確保となりますと、法人化をして、ある程度社員として労働力として雇用するほうが労働力は見つけやすいのではないかというふうに考えます。ですから、一概にどちらがいいというふうには言えないというふうに考えております。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

私は、リンゴは違うと思うんですね。田んぼだとか水稻とかそういうものとリンゴはまるっきり違うと思います。

ここに私、資料持ってますけれども、2010年、平成22年に実施されました農業センサスございます。これのデータを平成25年、公益財団法人中央果実協会の果樹経営分析調査をいたしました。その中でリンゴの部分だけを見てみますと、本県リンゴの経営の平均栽培面積は1.12ヘクタールです。1.12です。家族労力2.47人となっています。年間雇用50人です。これで青森県のリンゴ農家、生活していらっしゃるんです。この1.12ヘクタールを仮に法人化して、5町歩、5ヘクタール、8ヘクタール、10ヘクタールとそういうような形でいって、果たしてそれが本県リンゴ農業の方向性のひとつの目標として、リンゴ農家がじゃあそうやっていこう、そうしましょう、平川市の農家として、さあ、その方向でいきましょうとはいかないかと思います。いま欲しいのは、労働力でも一人一人の、一農家当たりに入ってくる労働力をどのように確保していくか。それを市として、行政として方向性をみんなで考えていくとか、方向性をどういうふうに持っていくとか、そちらのほうが大事ではないでしょうか。ですから、先ほど来お話の国のマッチング支援、15億です。私も資料見てみました。いろいろ勉強させていただきました。これに真っすぐ乗っていくんじゃなく、市独自のタイプで推し進めるほうがよろしいんじゃないでしょうか。市長、御検討というか、お考えをお願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

長内議員のほうから、本県のリンゴ農家平均耕作面積1.12ヘクタール、労力として家族労力2.47人、雇用労力50人というセンサスでの統計上の報告って言いますか、ありましたけれど、この1.12というのはあくまでも平均であって、リンゴ農家がリンゴで生活できる、リンゴだけで生活できるということになると、この1.12ヘクタールではとても生活できないんじゃないかなというふうに思います。

仮に10アール当たり、いま平均でいきますと150箱、1町歩で1,500箱ぐらい生産することになろうかと思いますが、平均でいきますとですよ、その場合、単価平均を3,000円として1,500で言うと粗収入で450万、それに経費を引いて、4割から5割経費を引きますと450万ですから225万、それぐらいの収入にしかならないと思います。それは家族労力、これは平均ですのでそうですけど、リンゴ農家がリンゴ専業で生活していくとなると、やはり2町歩以

上少なくとも必要。また、その園地の状況にもよりますが、2町歩以上は必要になるのかなというふうに思います。ただ、その場合、この2.5人の家族労力、あるいは3人の家族労力で生産ができるかという、これはまたかなり厳しいものがある。逆にこの雇用のほうが50人というのが、これ100人あるいは200人、年間でいきますと、の雇用が必要になることも出てきようかと思えます。そういう意味で、議員が御指摘の労働力はリンゴ作業に対する労働力の確保ってのが必要ってことは私も理解できますし、そういうふうな支援をしていかなければならないのかなというふうにも考えております。ただ、具体的に、じゃあそのリンゴ農家にどういうその作業、労働力にどういう技術指導をして、どういう組織をつくってということになると、非常にいまのところ難しいのかな。

現在、市のシルバー人材センターでリンゴ農家の作業をしていますが、シルバー人材センターのほうも、かなりこのリンゴ作業をする人が高齢化が進んで人数も少ない、需要に対して労働力の供給が追いついていかないという状況にあります。その辺のところを認識しながら、いまのところ市として独自の対応ってことはしておりませんし、考えておりませんが、議員御指摘のことも考慮しながら、特に本市は、リンゴに関してはリンゴで生活している人が多いわけですから、しかも高品質のリンゴ生産している方々も多いわけですから、その辺のところは行政としてもどういう手立てが取り得るのかっていうのは考えてまいりたいと思います。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

市長のお話しのとおりでと思うんですよ。

先ほど来、私、1.12ヘクタール、2.47とお話申し上げましたけれども、実際のところ青森県のリンゴ農家、総括として農家一人で1町歩、1ヘクタール、そして1ヘクタールで単収1,000箱。これをいまのお話の家族労働2.47人でいきますと、経営面積が2町4反7畝。いま市長がお話のとおりになります。やはり、そのぐらいいないと経営は成り立っていかないかと思えます。

そういう中で、いま国が提案しているのが労働力確保戦略センターです。担当の部長の方はわかっているかと思えますけれども、市町村がぜひやってほしいと言われているのが、市町村として労働力の募集、派遣、農業サービス事業です。

市町村として簡単な作業の労働の仕方、さらにはマッチング。一般ですとなかなかマッチングはできません。市という行政の力があるからできるんです。その辺をひとつお願いをしたいと思えます。市長、何かお考えありますか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

労働力の募集、派遣というふうなことでありますけれども、農協のほうでも労働力の確保についてはいろいろ手を尽くしておると思えます。ですから、先ほど申し上げましたけれども、行政としてどういうことができるのかこれから検討させていただきますが、その農業、産業のほうを支えております農業

- 議長
- 4番
(長内秀樹議員)

協同組合、農協でのその雇用の、雇用って言いますか、労働力の確保等とも合わせながら今後考えてまいりたいと思います。

4番、長内議員。

はい、ありがとうございました。

時間もあれですので、ひとつやり方としまして、行政だから実はマッチングが簡単なんです。民間になりますとマッチングの際にいろいろな問題が出てきます。農家と雇用者とのマッチングです。最初の、最初が大切なんです。最初さえうまくいくと、あとその次の日からは農家とその来る方、労働者とが個々で話し合いをやっていきます。その前の段階でいろいろ労働条件がいろいろ出てくるんです。その辺をぜひ市で、いわゆる間を取ってもらえれば、一步前へ進むかと私は思うわけです。その辺について、ひとつ今後をお願いをしたいと思います。

次に、2番目、第2次総合プラン「子育てしやすさナンバーワン」についての①オリジナル婚姻届、出生届、父子手帳を作成する考えについてであります。

第2次平川市長期総合プランの中の、目指す平川らしさの子育てしやすさナンバーワンについて、今後の市の方向性として間違いのない将来を見据えた政策を評価するとともに、応援者の1人でもあります。その中であって、ぜひともすぐに実施し、かつ経費もあまりかからない、本市独自のオリジナル婚姻届、出生届を作成し、子育てしやすさナンバーワンに花を添えるべきではないでしょうか。

本年1月5日、長尾忠行市長始め副市長、教育長のほか、管理職職員が部下の仕事と私生活の両立を実現させる上司を目指す「イクボス宣言」を行いました。県内自治体で初めてのことであり、育児休業取得を促す意識改革を図りながら、働きやすい環境づくりを推進していくといたしました。

いま全国の自治体では、市独自の結婚情報誌などの婚姻届を受理しているところもあります。地域の独自性や特徴をモチーフにした独自の婚姻届を作成する自治体が増えているのです。これは、従来の婚姻届の法令様式部分の形はそのまま変えずに、自治体独自のデザインを加えたオリジナルの婚姻届で、その住居地域及び提出先の市町村にかかわらず、だれでも自由に利用可能なものです。

先般、千葉県浦安市の御当地婚姻届書を拝見する機会がありました。びっくりしたのは提出用と別に保存用もありました。周りのモチーフがさすがディズニーランドの市です。ヤシの木や花びらなどリゾート感覚があり、若い女性なら好きになりそうなデザインです。もちろん保存用は2人の記念としての提出の際の写真を貼り、若い2人の笑顔がすてきでした。また、いろいろ調べてみますと、東北では郡山市が猪苗代湖に白鳥が飛ぶ姿をモチーフにしています。

非常にささいなことと思う方もいるでしょう。しかし、私は人生の大きな節目に提出する婚姻届だからこそ、2人の記念となる婚姻届をつくることに

は意義があると感じます。大きな経費はかかりません。本市独自のオリジナル婚姻届を作成し、本市のきめ細やかさをアピールするべきではないでしょうか。作成に当たっては、ぜひとも女子職員のアイデアから作成すべきと合わせて御提案したいと思います。

また、同様にオリジナルの出生届の作成です。これも最近では各自治体が趣向を凝らし、デザインで華やかさなものをつくっています。ただ、出生届には出生証明欄があり、医師などの記載が必要であることからすでに医院で作成している場合もあり、いまずぐにはいかないかと思いますが、方向として、本市独自の出生届を作成すべきであります。本市には津軽の霊場である猿賀神社があることから、出生届の用紙の周りのモチーフには、子どもの健やかな成長を願うため社殿や鳥居など入れたおごそかなタイプ、また、動物のイラストなどを入れたかわいいタイプなど、いろいろ夢は膨らみます。市の見解をお伺いしたいと思います。

次に、来年度新規事業にパパママ支援事業が提案されていますが、その内容は何か。また、その中で父子手帳の導入も提案されていますが、母子手帳、父子手帳の違いは何か。明解なる答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

②もあるようですので、はい、4番、長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

次に、②こども園、保育園における保育士の配置数についてであります。

これも昨年12月12日、2016年共働き子育てしやすい街総合ランキングが日本経済新聞社らの調査で発表されました。調査対象は全国の主要市区と政令指定都市、県庁所在地162自治体のうち、回答があった147自治体をもとにつくられたものでございます。

ランキングをつくるもとになった評価のポイントは、管内の保育園の内容、子育て、教育支援がメインです。その結果、第1位が東京都新宿区、第2位が同じく東京都の福生市、東北では山形市が28位、秋田市が42位で、残念ながら本県青森市は50位内に入っていませんでした。考察では、1位の新宿区は安価な保育料や、2016年度に認可保育所定員を約900人増やしたこと。また、第2位の福生市は、さすが米軍の横田基地のまちとして英語教育支援など、さまざまな行政サービスに加えて独自性を打ち出した結果との見方がされています。

確かに最近の保育士、保育園については、昨年の有名な言葉、「保育園落ちた、日本死ね」以来、いろいろな場面で注目されています。そういう中において、子育てしやすさナンバーワンを目指す本市として、他の自治体と比較してきらりと光る施策が必要ではないでしょうか。

私は、地方において子育てしやすさナンバーワンのより充実を図るためには、本日午前中、山口議員もお話申し上げましたとおり、やはり教育です。就学前の教育・保育のさらなるパワーアップが最短と考えます。特に少子化の中にあっては、子どもたち一人一人の心身ともに健やかな成長を保障するとともに、より質を求めた教育・保育が必要であります。そのために国の保

○議長
○市長
(長尾忠行)

育士配置基準を改め、本市独自の保育士配置基準を設け、質を求めたクオリティの高い教育・保育行政を展開すべきと御提案いたしたいと思いますが、市の見解をお伺いいたします。また、そのための本市におけるこども園、保育園における年齢別の保育士の配置状況及び国の配置基準と現状との差異についての見解についてもお伺いしたいと思います。以上です。

市長、答弁願います。

オリジナル婚姻届、出生届、父子手帳を作成のことについて、御質問にお答えいたします。

オリジナル婚姻届・出生届の導入については、議員御指摘のとおり、近年、民間企業とのコラボレーションや御当地の図柄を入れたものなど、各地でさまざまな届出書が作成されております。

届出書の様式は戸籍法によって定められておりますが、法務局では、用紙サイズや記載内容が正しく読み取れるものであれば、色彩や枠外のデザイン等は問わないとの見解を示しております。

地域への愛着を持っていただくための取り組みとして自治体独自に作成したものや、自治体と結婚情報誌が共同で作成やダウンロードができるサービスがあるほか、写真や記念日などを入れた届出書を個人オーダーにより作成する事業者も出てきております。市としても、届出者への祝意を表するとともに、市をPRするための有効な方策の一つであると考え、市内外に広くアピールできる取り組みとして検討してまいりたいと考えております。

また、アイデアの検討に当たっては、議員のほうから市役所の女子職員に提案をという御指摘もございましたが、議員のほうから猿賀神社とかさまざまな御提言もいただいております。そのことも参考にさせていただきながら検討してまいりたいと思います。

次に、パパママ支援事業の内容についてであります。これは子育て情報の検索や閲覧、予防接種や各種検診の通知受け取りなどができるアプリの開設と、父子手帳の発行やイクメン教室を開催するなど、子育てを支援する事業となっております。

また、母子手帳、父子手帳のそれぞれの役割についてであります。母子手帳は母子保健法により交付が義務付けられており、健康診査や予防接種など、妊娠から出産、子育て期における母子の健康管理や子育てに必要な情報が掲載されているものであります。一方、父子手帳は、父親の積極的な子育て参加を促すことを目的に各自治体が任意に作成しているものであり、その内容は、妊娠から出産までの妊婦や赤ちゃんの様子と、誕生から6歳までの子どもの特徴、さらには父親のできること、心得など、子育てに役立つ情報が掲載されたものとなっており、平成29年6月の交付開始を予定しているところであります。

次に、認定こども園、保育園における保育士の配置数についてであります。

議員御指摘のとおり、就学前の保育、また、教育ってのは非常に大切だということは論をまたないところであると思いますが、市内の保育士の配置に

ついてであります、国で定めた基準どおり、市では実施しております。

ゼロ歳児は3人につき1人以上、1～2歳児は6人につき1人以上、3歳児は20人につき1人以上、4～5歳児は30人につき1人以上と定められ、定員が90名以下の施設はそのほかに保育士1人以上の配置が必要となっております。

次に、1～2歳児の保育士の配置割合について、保育上問題がないかという御質問であります、施設に状況を確認したところ、9施設は特に問題ないとし、4施設は、年度初めは慣れない子どもや発達の違い、事故やけがのリスク面を考慮し、4月は保育士等を基準以上に配置するほか、合同クラスなどで対応しているとのことでありました。保育士については、全国的に保育士不足が問題となっておりますが、当市におきましても、施設によっては保育士の確保が難しいという声も聞いております。

議員御提案の、市独自の配置基準を設け給付費を加算することについては、財政的な問題もあることのほか、保育士の確保が困難な状況もあることから、慎重に検討していく必要があると考えております。以上であります。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

まず、最初に婚姻届についてでございます。

非常に前向きな御検討、前向きな答弁ありがとうございました。ところで、ひとつ伺いたいんですけれども、婚姻届受理証明書というのがございませけれども、これについて伺います。どういうもので、料金どのぐらいとか、その辺、お願いします。

○議長
○市民生活部長
(須藤秀人)

市民生活部長。

いわゆる婚姻届がありますと、届書とは別に、希望される方には市長名で婚姻届受理証明書という戸籍法で定められた様式の証明書を発行することができるようになっております。無料でございます。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。

私、ここにいま本市の婚姻届持ってきてございます。そして書き方もこういう形で持ってきて勉強させていただきました。

いま市民生活部長からの婚姻届受理証明書、無料だということで、法律上の婚姻の成立を、市長として証明する書類だと私は勉強してましたけれども、どうでしょうか、将来的なこと考えて。いまの時代。

この婚姻届受理証明書、確かに欲しい方には差し上げていますけれども、いまお話の、例えばこの婚姻届。婚姻届見ますと、両端のこの空欄のところに、まずはんこ押してます。大体、津軽弁で言えばどんでもかんでも押しませ、わたわたど。訂正欄、訂正印、訂正のはんこです。結婚する2人はこれ出すわけですよね。出すわけですよ。他市を見ますと、非常にその辺の気遣いがされています。ひとつ婚姻届出すということになれば、その辺にも配慮した行政サービスをするべきかと思います。

それから、併せまして婚姻届受理証明書、市長が証明するというので、この辺も併せまして、婚姻届の例えば複写版をつくって、複写版に婚

届受理証明書と同じようなものを入れるとか、さまざまアイデアがあるか
と思います。ひとつ、非常に金のかからないことです。アイデアでできるん
ですよ。すぐできます。4月からできるんですよ。ひとつ御検討していただ
きたいと思います。

それから出生届の場合のお話になりますけれども、出生届、実は私、また
もらってきてました。これは、まず訂正ありません。ですので、べらぼうに
はんこ押してるところありません。ほとんどが医師が書くもんです。医師が
右側出生証明書を書いて、そしてこっち持ってくるんです。書いて持ってくる
んですよ。これについても、いまの時代わんつか考えましようよ、やり方。

他市に行きますと、これ持って来ればすぐ命名紙というのを差し上げてい
るそうです、命名紙。出生届と同時に記念ということで命名紙をつくって、
この届けた人に命名紙を記念にして差し上げてるそうです。これもすぐでき
るアイデアです。そうじえんこかがるもんじゃありません。ぜひともお願い
をしたいと思います。

また、併せて婚姻届のとき、夫婦2人で来ます。そうしますと、実はうち
でもそうだったんですけれども、あるごです、県外でしたけども、届けま
した。そうしましたら、届けたあと写真撮るんです。いまほとんどスマホ持
ってます。写真撮ります。後ろに1〜2メートル四方のボードをつくって写
真撮ってあげてます、担当者が。御結婚おめでとう、本市に届けてくれてあ
りがとう、末永いお幸せを、こういう形です。ほんのちょっとなもんです。
そういうような、なんつうんですか、人口を増やしていぐためにも、そった
こと、そういったこと、ひとつ行政として新たなサービスという形で考えて
いただければと思います。答弁いりません、時間もなくなりましたので。な
んぼでもしゃべりたいことありますので、しゃべります。

その中で保育士についてです、保育士。先ほど市長からの答弁ありました
けれども、保育士。慎重にということでお話いただきましたけれども、私の
提案です。ほかの市と比べまして、保育士のやり方として、定期的に見て。
いまゼロ歳児、3人に1人。これはこのままでいいと思います。1歳児、2
歳児、いま6人に1人の保育士の割合になってます、国の基準。これを、1
歳児5人に1人、2歳児6人に1人。問題は3歳児なんです、一番大きい問
題は。全国の市町村で一番問題になってる話になっています。国でもこの法
律、昭和22年にできて、その都度改正するときいつも上がってるのはこの3
歳児です。いま思い切って15人に1人という新たな案を設ければ、次の新た
な戦略が生まれてきます。ひとつ市として、新たな戦略のためにも3歳児の
15人に1人の割合を、さらなる御検討をお願いをしたいと思います。

時間がないので、次の話もしなくちゃいけませんので、私のほうか
ら一方的になりましたけれども、最後3番目、公衆無線LAN整備事業につ
いてであります。

国は昨年末、2020年までに災害時の避難場所となっている全国の公立学校
や公園、博物館など約3万か所に、2017年から3年間で100億円をかけて公衆

無線LAN、Wi-Fiを整備する方針を固めたと報道がありました。先般の新聞紙上でもこのことは書かれています。

今回、平成29年度の予算案の概要を見ますと、地方公共団体がWi-Fi整備を行うのに、国として公衆無線LAN環境整備支援事業に31.9億円を計上しています。また、青森県議会の3月3日の一般質問で、県が県内にはこの無料スポットが整備済み148か所含め667か所ある。平時には観光、教育にも活用でき、地域住民や観光客の利便性の向上につながると新聞報道が、先般3月3日、4日ですか、ありました。

今回、本市で行う公衆無線LAN整備事業は、こうした国の動きをどのようにとらえ、本市として整備をどのように行うのか。本事業については、弘前市や西目屋村、つがる市、板柳町など、近隣市町村がすでに整備している状況です。本市においてどのような考え方、どのような経緯で事業を推進することになったのか、また、すでに補助事業としての国の内諾を得たうえで推進する事業なのか、御答弁をお願いいたします。以上です。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

公衆無線LAN整備事業について、お答えをいたします。

(長尾忠行)

総務省では、外国人受入環境の整備や地域の活性化等に寄与するため、主要な観光・防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を目的とした公衆無線LAN環境整備支援事業を推進しています。当市においても、この事業を活用して観光施設や主要な公共施設等に公衆無線LANのアクセスポイントを整備するものであります。当市を訪れた県内外の旅行者及び訪日外国人に便利で快適な通信環境を提供するとともに、市の観光関連情報などに簡単にアクセスできる仕組みを構築することとしています。

また、この通信環境を通じて観光客がスマートフォンやタブレット端末で旅行体験等を発信することで得られる当市のPR効果や観光地としての知名度向上も期待しているところです。さらに、公衆無線LANは高速でつながりやすいという特性に加え、ネットワーク障害に強いとされており、災害時の安否確認、情報収集、情報発信などのツールとなり得るものであります。このことから、観光施設のみならず市役所などの主要な公共施設にもアクセスポイントを設置する予定であります。

事業推進に当たり、国からの内諾は得ているのかという御質問ですが、総務省からの情報では、平成29年度事業については3月に公募を開始することであり、現時点での内諾は得ておりません。しかしながら、総務省担当者との協議の中では、全国の公衆無線LANの拠点数を今後3か年で3万か所まで拡大して整備するという目標に向け、ぜひ前倒しして事業を実施してほしいという要請がありました。このことから、3月に本補助事業に応募し決定してから予算執行したいと考えております。以上であります。

○議長

4番、長内議員。

○4番

いまのお答えを聞きますと、3月に来てから進めるというような形で。8拠点ですか、やるの。その8拠点はどこどこですか。

(長内秀樹議員)

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。
長内議員の御質問にお答えいたします。
この8拠点は、補助事業のメニューに沿って分類いたしますと、観光拠点としてはさるか荘、ふるさとセンター、もてなしロマン館、道の駅いかりがせきの4拠点でございます。防災拠点としては本庁舎2階、健康センターロビー、文化センター、運動施設の4拠点、合計で8拠点としてございます。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。
はい、わかりました。観光4か所と4か所。
それで3月にやって6月に交付決定となれば、使用時期はいつになるんですか。併せて、例えばそういう場合、一回Wi-Fiにつなぐと何分ぐらいつながるんですか。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。
使用時期に関しましては、具体的な事業の見通しは、あくまでもその補助の交付決定を受けて実施するというふうな流れがあるので。半年くらいはかかるのかなと思ってございますので。予算上の見積もりだと通信運搬費は半年分は計上しているのですが、具体的に何月に供用開始できるかということまでは、いまのところお答えできないような状況でございます。

それから、接続してからどのくらいの時間使用できるのかというふうな御質問ですが、担当が先進自治体にいま調査に行ったところ、一回の接続でパスワードの有効期限が30日間というところもあれば、また1時間程度で有効期限をですね、1時間程度で設定してる市町村もありますので、その辺は防犯上っていうか、そのセキュリティの面、それから不正利用等の観点から、どのタイミングでどのくらいの使用期間を設定すればよいのかはこれから検討していくことになろうかと思えます。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

4番、長内議員。
いまお話を聞きますと、使用開始はわからないと。接続の時間もまだわからないと。それで、いろんな周りの市町村やってますよね。もうやってまっちゃあわけですよ。

私、さっき市長の答弁から聞いてみますと、なんか部局を超えてこの会議をやったと。そうなれば総務部長、このICT戦略というものは、本市にそういう戦略はあるんですか。冊子になったものあるんですか。

○議長
○企画財政部長
(芳賀秀寿)

企画財政部長。
ICT戦略っていうのは特にございませんが、ただ、いまの第2次総合プランの中で、いわゆるICTを活用した行政を展開していくんだというのは、これ基本計画の中で強くうたわれておりますので、ICTはこれからの時代、そういうものを活用した私たちの事務管理、行政執行あるいは市民サービス、これが展開されていくということで、ICTの記載は確実にっております。以上です。

○議長

4番、長内議員。

○4番
(長内秀樹議員)

なんか足りないと思うんですよね。部局を超えたICTの戦略は、大きく基本的な頭の上にはドンとICTという言葉があって、そして実際、中身はと言いますと、さまざまこうあるわけです。ぜひともその本市におけるそのICT、これについてももうちょっと整理した戦略をひとつつくるべきではないですか。やっぱり早目にこういうものつくって立ち上げることによって、いろいろな次の手の、いろんな場面で出てきます。農業でもしかり、いろんなものも出てきます。選挙でもみんなそうです。市民生活課の窓口でもみんな出てくるわけです。

ですので、やはりこういうきっちりしたものつくって、そのもとで例えば公衆無線LANとかもやろうと。こうしないとまたどっかでこうひずみが出て、なんかまたわからないところに進んでいくような感じ受けます。ぜひともその辺については考え方しっかり持ってやっていただきたいと、かように思う次第でございます。

もう時間もなくなりまして、なかなか質問のほうもあれですけども、ぜひともいろいろな場面で、今回3項目に質問させていただきましたけれども、まずは市民目線でひとつ考えてください。あくまでも一般の市民から見た行政サービスはどうあるべきか、それがやはり基本かと思えます。以上、御提案申し上げまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長
○市民生活部長
(須藤秀人)

市民生活部長より答弁漏れがあるようです。

先ほどの私の答弁で答弁誤りがありましたので、御報告です。

先ほど私、婚姻届受理証明書は無料ですと申し上げましたけども、有料でございます。大変申しわけございませんでした。改ざん防止が施された普通の紙ですけども、それと350円です。あと希望があれば、いわゆる賞状等に使う上質紙については、1部1,400円というふうになっております。1,400円です。はい、失礼しました。

○議長

いいですか。あと1分ありますけど。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長

4番、長内秀樹議員の一般質問は終了いたしました。
14時15分まで休憩とします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を許します。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

(工藤竹雄議員、質問席へ移動)

○15番

ただいま議長から一般質問の許可を得ました、4席、15番議員の工藤竹雄

(工藤竹雄議員)

であります。

それでは、通告のとおり順次質問をしますが、私が胸にかざしているバッジは、青森県りんご輸出共販協同組合が台湾との取引締結してから、ちょっと中止になりましたけれども、3年前かと思います。40周年記念式典でのものであります。

それでは、私の質問事項は、第1に台中市との友好交流に関する協定について。青森県・平川市・台中市の3者で2016年、平成28年12月14日台中市において、署名して友好協定の締結に至ったわけであります。

いま考えたとき、県の観光産業事業の一環に連携し、インバウンド、訪日外国人旅行の誘客活動を展開して観光客の増加を目指すとしています。市長に答弁求めます。

①として、経緯及び理由について。2016年4月現での台中市の人口は274万6,112人、当市の人口、2016年10月17日現は3万2,183人であります。この人口の規模からして、85.33倍近い大都市であります。

参考までに国内の大都市、東京都を除いて、横浜市373万6,491人、大阪市268万8,179人、いずれも10月17日現であります。想像してください。人口格差で対等の交流が可能なのか。インバウンドのみを考えているのか。再度御説明を求めるとともに、友好交流の理由、目的は何か。

②として、各事業分野の相乗効果及び費用対効果はどうか。交流項目として産業・文化・教育などの分野を掲げているが、事業効果、メリット・デメリットをどのように考えているのか。また、昨年12月14日に協定され、その後、台中市からの訪問者及び当市が受けた経済効果、影響などどうだったのか。

③として、交流に係る経費等の助成について。平成28年度から平成30年度までの3年間、国の東北観光復興対策交付金を活用しながら事業を計画・実施されています。今後、市民や市内業者が台中市とさまざまな交流を行う場合、旅費等の経費は助成対象とするのか、しないのか。以上、御見解をお伺いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

工藤竹雄議員の台中市との友好交流に関する協定について、御答弁申し上げます。

経緯及び理由についてでありますけれども、協定締結に至った経緯について順を追って説明いたしますと、まず、台中市のほうから青森県に対し交流の提案がありました。

台中市は、温泉資源を活かした観光振興と交流人口の拡大を図るため日本の温泉地との交流を推進しており、大分、鳥取、岐阜、三重県とも交流をしております。そして、エリアを東北地方まで拡大するための拠点として青森県を選定したと聞いております。また、台中市から提案を受けた県では、「温泉とリンゴ」をキーワードに県内自治体の中から当市を候補に選んだということでもあります。

このような流れで県から打診をいただいた私は、台中市との交流が本市のインバウンドの推進はもとより、さまざまな分野における国際化の進展、ひいては市の発展につながるものと判断し、了承した次第であります。

協定については、台中市と青森県と本市の3者で締結したものであり、今後の交流についても県と一体で進め、また、周遊観光の推進などについては、周辺市町村とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、交流メニューはインバウンドだけを想定しているわけではありません。具体的な内容はこれから3者で協議していくこととなりますが、協定書の中には、議員が御指摘のように、産業、文化、スポーツ、教育などを掲げています。このうち本市が主体となって進めていくものとして現在考えられるものは、インターンシップの受け入れ、ファームステイの受け入れの拡大、イベントへの参加・招へいであります。また、これ以外にも、広域で取り組むことで実現可能なものもあると思いますので、それについては県のリーダーシップのもとで進めてまいりたいと思っております。

各事業分野の相乗効果及び費用対効果はどうかという御質問でございますが、各事業分野の相乗効果及び費用対効果については、協定書には「産業、農業、文化、スポーツ、教育など幅広い分野における交流促進を図る」とうたっています。効果の主なものとしてはインバウンドの拡大が挙げられますが、文化や教育など、すぐにはその効果が目に見えない分野についてもプラスの効果がもたらされるものと考えます。

交流によるメリット、デメリットを具体的にお示しすることは現段階では困難であります。すべての分野に共通して言えることは、言語を始め気候、風土、文化、習慣などが異なる地域間の交流でありますので、お互いに刺激を受け、それぞれの優れたものを学ぶことができることがメリットの一つであろうと思います。一方、デメリットを挙げるとすれば、距離が遠いため旅費等の経費がかさむことでもあります。海外との交流は、言葉の壁もあり容易なことではありませんが、市民の国際的感覚を醸成し市の発展につなげてまいりたいと考えますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、協定締結から2か月の間にもたらされた効果であります。台中市の僑光科技大学の先生が呼びかけをし、8名のツアーが本市に1泊しております。また、今年24日に台湾国際教育旅行連盟から7名、5月には台中市の彰化女子高級中学校の生徒約60名がファームステイに訪れることになっていきます。さらに、6月に台中市温泉観光協会の会員約20名が本県及び本市を訪れ、県内の温泉関係者とも懇談を行う計画があるほか、台中空港からのチャーター便の就航についても検討されているところであります。

これらインバウンドの推進に当たり、台中市政府には多大なる御支援と御協力をいただいております。私も参加した2月の台中訪問では、航空会社1社や旅行代理店6社などを参集して観光のプレゼンを開催したほか、ランタンフェスティバルにおいて、1万人を超える観衆の前でプロモーションビデオの上映や女子囃子組の演奏を披露することができました。また、台中市

のホームページを通した情報発信も行っていただきまして、その効果を数字でお示しすることはできませんが、相当の宣伝効果につながったものと思います。

次に、交流にかかわる経費等の助成についてでありますけれど、助成金の交付対象につきましては、施策の推進上必要不可欠なものに限定しております。具体的内容は、今後の事業ごとに判断したいと思いますので、御理解をお願いいたします。以上であります。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

15番、工藤議員。

それでは、交流関係でございますので、1、2、3一緒になるかもわかりませんので、御理解をいたしたいと思います。

先に、観光交流というものを強くこういま答弁いただきました。しかし、全国的に見ても有名どころの温泉地かなど。例えば、我が市の温泉地はどこなのか。例えば、青森県で考えた場合に、浅虫温泉とかね。そういうことの意味ではこう理解できますけれども、この温泉っていうのはどういう温泉をみてるのか、お願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

2月に台中市をお伺いしたとき、日光温泉というところで温泉の関係者との意見交換を行いました。その中で出てきたのは、確かにいままで台中市で温泉交流やっているのは大分県湯布院とか、それから鳥取県三朝温泉、岐阜県は下呂温泉かな、三重県はちょっとあの、いま記憶にありませんけれど、そういうところと交流しておりますが、私どもの地域、温泉が点在して22～23か所あるというような話の中で、そういうところを別な泉質の異なるところを回って歩く、そういうのも面白いアイデアであるし行程であるというような話をお伺いしております。

ですから、これから温泉的な交流をする場合は、5月か6月に温泉関係者の方々が青森県に来ますので、県との連携ということもあろうかと思いますが、当市においては、個別の温泉でなくて市内のすべての温泉を対象にした温泉交流的なことになろうかと思えます。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

15番、工藤議員。

いま小さくても大きくても温泉、温泉と。昔ならば、言葉は悪いかもしれませんが、公衆浴場みたいってばその経営者に大変怒られますけども、だめなら取り消しますけどもね。

私、いままで観光については質問してきました。いわゆる観光行政の戦略、あるいは観光行政とは。あるいは観光事業の目的等も質問してございます。そういう中で、市長は長い時間滞在していただけるような観光のコンテンツというものがなかなか厳しいところであるところ答弁されているわけですね。

それで、私今日、朝方議会の控室でPR、これはいつつくった、交付金でつくったPR映像かと思うんですけども、いわゆるまたそれ見て、インバウンド部分ですね、誘客促進を図るPR活動の成果は、私は十分と言えないのではないのかな。本当にそれに向けた観光事業っちゅうのは見当たらないと

思ってるんですね。だから、整備されないまま、私、3者協定に走ってしまったと、そういうような私の勝手の考え方かわかりませんが、もっと行政同士、連結を図りながら地域のこの誘導すべきではなかったのかなというふうな、そういう点から見ると、市長にこの反省点はないのかというふうなことをちょっとお尋ねしたいんですけども。ということは、いままでの観光の関係では広域的な発想もありました。それから津軽南のときの観光も、いままで答弁されている中で、どうでしょう、反省点はないのか。

もうひとつは、近隣の首長のあたりでも平川やり過ぎじゃないかとか、少しくパフォーマンスではないのかというふうな、市長のほうには聞こえていないと思うけれども、そういう声も聞こえてはきます。平川市が一生懸命やってるから、それを憎んでるのかどうかは私はわかりませんが、その点について、市長、考え。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

今回の交流について反省点はないのかという御質問でございますけれど、当初お答えしたとおり、これはあくまでも当市だけでなくして、青森県、県ですから、県全体と当市が一緒になって台中市との友好交流協定を結んだものでございます。

ですから、当市だけがこの対象になるということではなくして、それぞれの事業分野においては、今後ほかの市とも協力しながらやれるものはやっていかなきゃならないし、また、県とインバウンド関係にあつては、県と五所川原市とかそういうふうなさまざまな、五所川原市ではサイクリングロード的なものやっております。台中市はジャイアントという大きな自転車の製造会社がありまして、そういうことも当初行ったときは話があったんですが、本市ではちょっと無理だということでもありますけれど、そういうふうないろんな意味で台中市、議員御指摘のとおり、277万と言え台湾では第2の都市に大きく膨らんできたというふうに、先般2月に行ったらお聞きしました。そういう大きな人口の市との交流でありますので、青森県全体もそうですし、この北東北等も台中市としては視野に入れてるのかなというふうには感じております。

これからそういうふうな大きな、広域的な観光を含めたさまざまな交流的なものに発展する可能性もあると思いますので、そのことに関しては、いまの段階で反省というところはありません。

また、観光戦略について、この地域に経済効果をもたらすためにはやはり滞在して長時間、長い時間いていただかなければ、産業としての観光するのは成り立っていかないところがあります。いかにして地域にお金を落とすだけなのか、そういう意味では、その各宿泊施設等もまたいろいろな意味で連携を取りながら、今後の交流事業というのは進めていかなければならないと思います。

○議長

○15番

15番、工藤議員。

台中市は台湾の第3の都市でございます。それで、今回8名ほど滞在した

(工藤竹雄議員)

と、僑光科技大学の人ですよ。この滞在日数と、そのときの行動はどういうふうな範囲の行動をされたのか、教えてください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

この科技大学の先生方は、函館空港から新幹線で青森県に入ってきて、詳しい日程までは私は存じ上げませんが、本市には何時ごろ来られたのかな、時間まではわかりませんが、アップルランドに一泊していかれたというふうに聞いております。アップルランドに来られたときは私もお伺いして、さまざまランタンフェスティバルに関する、2月のフェスティバルに関する意見交換等をさせていただいております。と申しますのも、僑光科技大学では、今回のランタンフェスティバルで台中の市民の皆さんにお配りした平川市のねぷたの、組み立て型のねぷたって言いますか、LEDを入れることができて、それを僑光科技大学でつくっていただいておりますので、そういうこともありまして、そういう話し合いの場は持たさせていただきましたが、詳しいその科技大学の日程、本市だけではありません、本市からほかの地域に行ったというふうにも聞いておりますので、本市におられたのは一泊だけということだと思います。

○議長

15番、工藤議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

一泊泊まって、じゃあ平川市のどっか散策したとかそういうことも、いまのどこ答弁ないごみると、泊まっただけと。それで新聞報道見ると、確か今別ですか、これ同じ人かどうかわかりませんが、地吹雪の関係とかね、それ見て。あえて言えば黒石、黒石のこみせとかいろいろな、これまちづくりの人たちとかってこうなっているんだけど、我が市と交流して、他のどごには新聞報道にもこういっばい出てるわけですよ。なぜ我が平川市が出てこないのかな。交流していながら、なんとかこう1時間でも2時間でもどっかでもね、冬のことで何かの体験でもというふうなことで、私、質問してるんだけど、まるっきり泊まっただけでどごも視察もしてない。1時間でも2時間でも。例えば散策もしてないと、そういうことでいいですか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

今回来られた僑光科技大学の李世珍先生という方を中心としたメンバーでありますけれど、本市に何回か来ております。例えば、去年の9月、桃の収穫時期にも来られまして、桃の収穫体験等をしていっておりますし、その前にも農家蔵に教育旅行でファームステイ等をされております。そういう意味では本市をよく知っておられる方ですので、今回は、本市には宿泊だけと。

議員御指摘のとおり、今別から黒石市、新聞に掲載されたのはこの一行でございます。宿泊は平川市にさせていただいたということで御理解いただければというふうに思います。

○議長

15番、工藤議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

何回も来てる先生ならばみんなわかってるんだろうと思うし。ただ、それについての市民の方、あるいは生徒ってばいいのかな、それだちはまだ初め

ての方もいるかとも、そう思うんですけれども、いずれにしても、交流している以上はなんとかここ平川市を利用させていただいて、ただ宿泊するだけでなく、やっぱりこういういろんなご見て、本当にこの観光地を理解していただければなあと、そう思っております。

そういう中で、いま予算にも載られておりますけれども、推進事業として2,645万円。海外に目を向けた観光・交流のまちづくりを実現するが、モノ「爆買い」からコト「文化体験」への志向変化、こうした状況でのパンフレット・PR映像の政策の考え、また、流行に敏感な若者の意見を聞く、特にいまの大学、僑光科技大学との意見交換するなどの考えについて、若干具体的にありましたらお願いをいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

僑光科技大学は教育旅行と称しまして、日本の修学旅行とは違って、この学生はいま1万人ほどおりますので、希望者だけが、台湾の場合は教育旅行と称して、それぞれ分かれてそれぞれの目的地へ分散して教育旅行を行っておりますので、そんなに多くの人数が1回に来るということではありませんけれど、先ほど申し上げましたが、彰化女子高級中学、これは60名ほどが農家蔵へファームステイというようなことでありますし、そのほかにも台湾からのファームステイってのは金屋の農家蔵を中心としたところに、年に何回かワシントン高級中学とかさまざまな学校が来ております。そのような方は農業体験をしたり、また、日本の文化、お茶とか着物の着付けとかの体験もしているようではありますが、等をされながら教育旅行に来ているというふう聞いております。

私としては、いま、工藤議員のほうから効果的なものを求められておりますが、いま始まったばかりであります。去年の12月14日に交流締結をしたばかりであります。これからその交流の中身については、さまざまお互いにこう納得したうえでの交流の仕方、これは当市のみならず、台中市、または青森県もそうです。県との連携を取りながら、その辺の交流をこれから進めていきたいということでありますので、その辺のところは御理解いただけるようお願いいたします。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

15番、工藤議員。

私、確か去年の6月議会だと思っておりますけれども、いわゆるコンテンツですね、素材がない観光事業に対する活かすものがないんだという、いまから見れば6か月も前の質問かと思えます。ですから、それから考えても6か月たってるんですから、何とかかんとか私は考えあつてのものづくりってへば、観光地の考えたのかなあというふうには思っていました。

ただ、いまこのままでいくと、ふるさと納税と同様にインバウンド獲得の地域間の競争つちゅうものが出てくるのではないのかな。じゃあこれに打ち勝つための施策は何を、これからだということなんだけれども。何をどうやっていくのか。私はやっぱり受け入れ環境を整えること、あるいは満足度を高めるための努力、そして意識改革だというふう思うんですね。

大体、学校、さっきも大学の話しました。一般のほうでも旧正に合わせて雪を見に来てるのかと、雪のない台湾ですから。そういったどごがテレビでいろんなどごで報道もされているわけであります。

いまのホームステイにおいても、確か合併前、尾上地区ではやってございました。これもなかなか難しいようなところもあって、それに参加した人もあれば、いまになると辞めてる方もいると。いろんな問題、これからもまた出てくるかと思うんですけども、いま言ったみたいなこと、どうですか。お答えいただければと思います。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

確かに議員御指摘のとおり、受入体制を整えるってことは、長期滞在って言いますか、長い時間滞在していただけることになりまして、市にお金が落ちるといことにもなるかと思しますので、いままで以上にその受入体制というのは整えて言いますか、考える必要があると思います。そのうえで今後のインバウンド事業、いま日本全国でこの海外からのお客様が来られてる、特に中国、東南アジア、台湾も含めてですけど、多いというふうに聞いておりますので、その中であって当市でできる範囲内の対応はしていかなければならないと思います。

議員、コンテンツが足りないというふうな話でございますが、盛美園にしても猿賀神社にしても、蓮の花等もありますし、仏教的な蓮の花ってなところもありますので、1つの売りにでもなっていくのかなというふうに思いますし、そういうふうなところをいま新たな観光のコンテンツをつくらうとしてもなかなか難しいものでありますので、ねふたはもちろんそうでありますけれど、そういうふうな中で、平川市で滞在していただけるような、そういうふうな観光産業の振興的なのをこれから図っていけたらなというふうに思います。

○議長

15番、工藤議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

やっぱりこれ観光資源というものを掘り出していかないと、やっぱり観光、いま台湾の人でも国内でもそうだと思うんだけど、やっぱりそれないとどうしても無理なのかな。さっき市長も言いました桃の体験、例えばリンゴの体験などもされてる。簡単に言うと、手軽で楽なことは楽なんだけどね、逆に言うと物足りないんじゃないかというそういうようなこともないわけではないですね。最初は楽しみながら何個ぐらいはこうもぐんだらうけども。ただ、それ1箱20~30本もいであるっちゃうなことであれば、それもまたあぎでくるのか、物足りないのかどうかわかりませんが、やっぱりそういうこともあるのかな、そういうふうな思いもしているところでもあります。

それで、いままで、今年まだ短いからそうですけども、国別のこう泊まった人数つつうのはこれ把握しておりますか、今年になって。締結してからでもいい、どこの外国人何人何人とかってそのぐらい把握してるかどうか。

○議長

市長。

○市長

細かなところまで、じゃあ平川市にどれぐらいの外国人が泊まれたかと

(長尾忠行)

いうのまでは把握しておりませんが、アップルランドに泊まれた外国人が、これは資料としてあります。これは2013年に外国人全体1,825人、2014年に1,400人、2015年に2,652名、このうち台湾からは2013年に908名、2014年1,020名、2015年1,245名。このほかのことに関しましては、ちょっと資料が……ファームステイ、いわゆる農家蔵って言いますか、NPO法人のほっとステイネットワークの資料もございます。これでいきますと、2013年に、これ台湾からの訪問の学校と人数であります、3学校、3つの学校で107名、2014年に1つの学校で36名、2015年に2つの学校で108名というのが、2016年はまだ資料が出ておりませんので、いまのような状況であります、少なくともこれより去年は多くの方々が、海外からの方々が当市に宿泊されているというふうには聞いております。ただ、盛美園とかに関しましては豪華客船のコースの中に入っていて、あそこを回った中の一つのコースに入るとかそういうふうなことはありますので、そういうのは人数の数には入ってカウントはなかなか難しいのかなというふうには思います。

○議長

15番、工藤議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

できれば宿泊だけでもね、これはできれば国別にデータ取っていただければなど。それは市のこれからの観光事業にも非常に役立つのではないのかな。

先般の新聞見ても、2016年青森県には14万5,370人来たっっちゃうな報道でした。その中でも台湾が5万何人とかっちゃうなことです。実際じゃあ我が平川市に泊まった人、そのぐらいはこう温泉と協力しながら、できればデータ欲しいなど。それで、今年29年度の青森港に入ってくる豪華客船が23隻と、そういうようなこの前青森の市長も発表しております。そうした人たちもまた平川市に入ってくるかもわかりません。ただ、台湾でなくて豪華客船の関係も調べていただければなど。参考までによろしく願いをいたしたいと思います。

それで、いわゆる③については、事業のことで判断するというので、いまは3年間の交付金がありますので、それを利用できるのかな。ただ、それ過ぎた場合、どうでしょうね。交付金、血税を投入してよいのかって私、疑問もちょっとあるんですけども。それはそれとして、次に移らせていただきます。

質問事項の第2は、職員の転落事故について。1月25日に発生した雪下ろし作業中、市職員の転落事故については、今後このような事故は2度とあってはならない。ひとつの教訓として生かすことが大事であります。今後の対策等を検討し、その内容を職員に周知したと聞いているが、いつ会議を開催してどのような事故防止対策を決定されたのか。これまでの経緯について教えてください。

また、市内すべての公共施設において、雪下ろしあるいはその他の管理業務の実態を把握したうえでの指示をしたのか。さらに、雪下ろしを実施している行政、普通財産の総施設数は何棟で、直営及び委託の内訳はどうなっているのか。また、直営で行っている施設のうち、今回の見直しにより委託へ

変更となった施設は何棟か。

そして、今回の事故は市職員が公務中に亡くなっております。当時、市長は公務による出張中であつたが、このたびの事故は報道機関等でも多く取り上げられ、市長の心中を察するところでもあります。現在の市長のみずからの心境と今後の対応については態度をはっきり示すべきと思いますが、御見解を願います。以上、市長に答弁を求めるものであります。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

今回の職員の転落事故につきましては、市の安全管理に対する配慮が欠けていたため起こつたものであり、亡くなった職員の無念さと御遺族の御心情を察するに痛恨の極みでございます。

(長尾忠行)

このような事故は絶対あつてはならないことであり、市役所を代表する責任者としてまことにざんきにたえません。御遺族の皆様には、心より深くお詫びを申し上げる次第であります。今後は、このような痛ましい事故が2度と起きないように、再発防止に努めてまいります。

今回の事故を受けて、市としましては新たに条例を制定し、御遺族の方に対して弔慰金を支払いしたいと考えております。また、私としましては、今回の事故の重大さを厳粛に受け止め、私の4月から8月までの5か月間の給料を毎月1割減額し、副市長については、4月から6月までの3か月間の給料を毎月1割減額したいと思っております。

今後は、市役所一丸となつて、再発防止とさらなる安全管理体制の強化に取り組んでまいります。これまでの経緯等詳細につきましては、担当部長より答弁させます。

○議長

総務部長。

○総務部長

私からは、今後の対策に関するこれまでの経緯についてお答えいたします。

(齋藤久世志)

まず、今後の対策について、いつ会議を開催し、どのような事故防止対策を決定したのか、また、実態を把握したうえで指示したのかの御質問についてお答えいたします。

事故発生の翌日1月26日に部長級を招集し、事故概要の説明と除雪作業に関する安全対策の徹底を指示いたしました。また、全庁的に屋根の雪下ろしや除雪に対しましても、「除雪作業中の事故防止対策について」という通知文書により注意喚起をしたところでございます。その後、1月の27日に議員の皆様へ事故の概要及び経緯を説明したほか、2月1日に開催した部長会議や、2月2日に開催した雪に係る会議、2月3日に開催した豪雪対策本部会議、さらには2月16日に開催した安全衛生委員会において、各部が所管している公共施設の雪下ろしなどの実態を確認するとともに、事故防止対策を検討してまいりました。

今後の事故防止対策につきましては、公共施設の雪下ろしは基本的には外部委託とし、簡易な部分もしくは緊急性を要する場合は直営で実施することとしました。なお、やむを得ず直営で行う場合は、安全ベルトや命綱、ヘルメット等を装着することを徹底しております。

また、今回事故のありました旧小国小・中学校の天窓は完全にふさぐこととし、それ以外の施設で天窓がある場合は、安全性を点検したうえで転落防止のための必要な措置を講じてまいります。

今後は、現在直営で作業を行っている全施設の作業内容と安全性の確認方法を把握したうえで、本市独自の安全管理マニュアルを作成するとともに、職員の安全管理に対する意識改革も図ってまいります。

続いて、現在雪下ろし等を実施している施設数と直営または委託の内訳でございますが、施設総数は36施設となっております。そのうち直営で実施しているのは、本庁舎や碓ヶ関総合支所、平賀農村環境改善センターなど27施設であります。また、委託で対応している施設は、やすらぎ聖苑や古懸公民館、久吉公民館など9施設となっております。なお、現在直営で実施している27施設のうち、今回の見直しにより委託へ変更となった施設につきましては、本庁舎や平賀農村環境改善センターなど9施設であります。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

15番、工藤議員。

これ、もし、これでよいのか。再検討の余地はないのかとひとつ聞きたいんだけど、これで。とにかく十分決まったことは守っていただきたいと、そう思っております。

それで、私の経験からして、いまなかなか雪下ろしをする若い人たちも少ないちゅうな感じもするんだけど、とにかく私はね、雪下ろしは自分の身を守るんだちゅうことを考えていただきたいんです。それで、足元を十分確保する、固めるちゅうこと、さらには、雪下ろしの形状を把握していただきたい。

もう1点は、外形及び雪下ろしの場所、建物自体把握しない限りはけがのもとでもあるし、生命を痛めることもあるんだちゅうふうなことを、私はこう考えてる。私の経験が正しいかどうかはわかりませんが、幾らかでも参考にできればとそういうふうにしてございまして。

それで、これ法人の情報誌なんですけども、百字の贈言って、百の文字でつくってる贈る言葉つつうのかな、ちょっとこう活用させていただくんですけども、いわゆる経営者・理事者へという項なんですけども、「信賞必罰は経営者・理事者としての心得である。ただし、必罰を乱用しないことがすぐれた経営者・理事者のあかしである。必罰を乱用して経営者・理事者の気の済むようにすれば、だれもが失敗することをおそれ、変革できない無能な従業員・職員になってしまう。」とこううたっております。組織というものは指示・命令によって動くことは間違いございませんのでね、そういう中で職員は公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ適正に職務を執行していること、その命に服従していることなどから、関係職員に義務責任を問うことは適切でないものと私は考えるところであります。

私にも賛成した立場から責任あるものと痛感しているところであります。大変申しわけなく思っております。以上で、質問を終わります。

○議長

15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了いたしました。
以上で、本日の日程は終了いたしました。
次の本会議は、明日7日、午前10時開議といたします。
本日は、これをもって散会します。

午後3時03分 散会

